

令和 6 年第 4 回
普代村議会定例会会議録

普代村議会

令和 6 年第 4 回普代村議会定例会会議録			
招集告示年月日	令和 6 年 5 月 8 日		
招 集 の 場 所	普代村議会議場		
開閉会日時及び 宣 告	開 会	令和 6 年 6 月 14 日 10 時 00 分	
		議 長	正 路 正 敏
	散 会	令和 6 年 6 月 14 日 17 時 09 分	
		議 長	正 路 正 敏
応（不応）招議員及び 出席並びに欠席議員 出 席 10 人 欠 席 0 人 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 × 不応招 ○▲ 公務欠席	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	金 子 泰 男	○
	2	松 葉 明 人	○
	3	大 上 浩 史	○
	4	齊 藤 正 明	○
	5	中 上 一 登	○
	6	嵯 峨 典 行	○
	7	森 田 幸 一	○
	8	大 上 智	○
	9	古 沼 和 也	○
	10	正 路 正 敏	○
会議録署名議員	8	大 上 智	
	9	古 沼 和 也	
職務のため議場に出席 した者の職・氏名	事務局長 書 記		菅 野 伸 二 藤 嶋 大 輔

地方自治法第 121 条に より説明のため出席 した者の職・氏名	村 長	梶 屋 伸 夫
	副 村 長	太 田 吉 信
	教 育 長	三 船 雄 三
	総 務 課 長	高 井 俊 一
	政策推進室長	中 村 克 成
	税務出納課長兼 会 計 管 理 者	深 渡 秀 利
	住民福祉課長	松 葉 修 志
	保健センター兼 地 域 包 括 支 援 センター兼子育て 世 代 包 括 支 援 セ ン タ ー 所 長	松 葉 義 人
	建設水産課長	大 村 修
	農林商工課長 農 業 委 員 会	上戸鎖 栄 樹
	観光振興室長兼 休養施設管理員	宮 田 修 幸
議 事 日 程 会 議 に 付 し た 事 件 会 議 の 経 過	医 科 ・ 歯 科 診 療 所 事 務 長	山 田 晃 人
	教 育 次 長	道 下 勝 弘
別紙のとおり 別紙のとおり 別紙のとおり		

開 会 (10:00)	議 長	令和6年6月14日(金)第4回普代村議会定例会 ただ今から、令和6年第4回普代村議会定例会を開会いたします。 ただ今の出席議員は、10名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。 直ちに、本日の会議を開きます。 本日の日程は、お手元に配布いたしました議事日程(第1号)によって進めてまいります。 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。 8番大上智議員、9番古沼和也議員の両議員を、会議規則第127条の規定により指名いたします。 日程第2「会期の決定」を議題といたします。 先般6月10日に開催されました、議会運営委員会の結果報告では、本日から6月17日までの4日間でございますが、お諮りいたします。 今期定例会の会期を議会運営委員長の報告のとおり、本日から17日までの4日間と決することに、ご異議ございませんか。 (異議なし)
会議録署名 議員の指名		
会期の決定		
諸般の報告	議 長	ご異議なしと認めます。 よって会期は、本日から17日までの4日間と決定いたしました。 日程第3「諸般の報告」を行います。 (1) 政務活動報告であります。お手元に資料を配布しておりますので、ご了承願います。 次に、(2) 例月出納検査の結果報告であります。監査委員より監査結果の報告書2件を受理しており、その写しをお手元に配布しておりますので、ご了承願います。 次に、(3) 繰越明許費の報告であります。村長より繰越明許費繰越計算書を受理しており、その写しをお手元に配布しておりますので、ご了承願います。 (4) 常任委員会所管事務調査報告をお願いいたします。 産業経済常任委員会 嵯峨典行委員長。 産業経済常任委員会調査報告をいたします。 (以下、嵯峨産業経済常任委員会委員長報告、記載省略) 次に、広域関係等の報告がありましたら、お願いいたします。 なければ、以上で、「諸般の報告」を終わります。 日程第4「村長の行政報告」を行います。
村長の行政 報告	嵯峨委員 長 議 長	証屋村長。 議長のお許しがございましたので、令和6年第4回普代村議会定例会への議員各位のご出席にお礼を申し上げながら、村政の近況などについて、
	証屋村長	

	報告をさせていただきます。 はじめに、個人村県民税などの課税誤りについて報告させていただきます。久慈税務署からの所得税の確定申告情報の村システムへの取り込みに遺漏があったことにより、令和 3 年度、4 年度、5 年度分の個人村県民税と国民健康保険税で、40 件の誤った課税を行ったところであります。また、この影響により、介護保険料と、後期高齢者医療保険料にも 12 件の課税誤りを発生させたところでもあります。改めまして、あつてはならない誤りを発生させたことに対し、関係納税者の方々のもとより、議員各位や村民の皆さま、並びに岩手県後期高齢者医療広域連合や、久慈広域連合の関係者に、衷心よりのお詫びを申し上げます。また、関係納税者への直接の説明とお詫び、並びに納税通知書や還付通知書の発送などはできるだけ早く完了するよう取り組んでまいります。今後の再発防止につきましては、国税データの入力方法の改善や、確認作業の再徹底を図る仕組みづくりを行うなどしつつ、職員の資質向上への取り組みの強化にも努めてまいります。皆さまの一層のご指導をお願い申し上げます。 次に、村内での主要な工事などの状況について、報告をします。 県道は、岩泉平井賀普代線の太田名部トンネルと黒崎トンネル間で、海側擁壁の安全度調査が進められております。秋以降には越波対策工事の発注を予定しているとのことでもあります。黒崎地区の皆さまなどには交通規制への引き続きのご協力もお願いします。普代小屋瀬線の上区側の法面工事は、10 月末までの完成を目指して進められております。芦渡側も契約済みとなりましたので、上普代工区全体の年度内完成に目途がつきつつあります。県北広域振興局のお取り海に深く感謝させていただきます。なお、旧鳥茂渡小学校前から年内渡橋間の事業化につきましては、引き続き、県への要望を続けてまいりますので、議員各位のご協力もお願い申し上げます。村道は、黒崎 3 号線道路改良（その 1）工事を 9 月に、沢山 5 号線道路改良舗装工事を 10 月に、完成するよう施工しております。また、沢山線道路改良工事は、7 月に測量設計業務が完了となり、8 月には工事発注するよう取り進めてまいります。 漁港・水産は、太田名部漁港で、県事業の臨港道路工事が進められており、12 月中の完成予定となっております。また、村事業の衛生管理型荷捌き所建設工事も年内完成予定で順調に進んでございますし、村営住宅は、羅賀地区住宅 3 棟の建設工事でございますが、8 月中の完成を目指して進められております。 次に、くろさき荘の運営状況について報告をします。令和 5 年度の実績は、宿泊客数が 4,181 人で、会食・入浴等も含めた全体利用客数は 22,982 人となりました。また、営業収支は、収入が 7,270 万 5 千円、支出が 1 億
--	---

	372 万 4 千円で、3,101 万 9 千円の赤字であります。大幅な収入の減に加え、賄材料や電気料などの高騰も影響したものでありますが、赤字の減少どころか一層の増加を招いたことを深くお詫びを申し上げます。今年度は、社会・経済活動の正常化への勢いを誘客拡大にもつなげられるよう、新プランの企画などに力を入れながら、あらゆる費用の見直し削減にも努め、収支改善の徹底を図るよう取り組んでまいります。 次に、令和 5 年度各会計の決算見込みについて報告します。 令和 5 年度分の出納整理期間の終了を受け、現在各会計決算の取りまとめ作業を進めております。現段階での決算見込みは、実質収支では、一般会計で 6,387 万 2 千円、前会計ベースで、1 億 222 万 9 千円の黒字ですが、基金の増減を加味した実質単年度収支は、新魚市場建設事業の国庫補助金が翌年度歳入となることから、一旦、財政調整基金の取り崩し対応をした影響で、一般会計で 1 億 5,082 万 7 千円、全会計ベースで 1 億 3,829 万 5 千円の赤字と予測しております。なお、一般会計の財政調整基金残高は 9 億 9,308 万円と、同様の理由により一旦の減少となっております。また、令和 5 年度分の村税の収納率は、全税目ベースでの、現年分が 97.66%、滞納分が 12.42%、全体で 87.91%と見込まれます。納税環境が極めて厳しい中、村民の皆さまや各納税貯蓄組合さんのご理解に改めての御礼を申し上げます。そして、弁解の余地のない課税誤りで失墜した信頼の回復に全職員を上げて取り組んでまいりますので、今後も、行政サービスを支える大切な自主財源の確保へのご協力をお願い申し上げます。 次に、その他の事項 5 点について、報告をいたします。 1 点目が、能登半島地震被災地への復旧応援でございますが、県などとの連携により石川県能登町の住宅被害認定調査等業務に 2 回の派遣を行ったところであります。今後も可能な応援などに努めてまいりますので、ご理解の程お願い申し上げます。なお、社会福祉協議会からは石川県志賀町への応援派遣を行った旨の報告を受けております。 2 点目が、本村の観光・物産並びに地域の振興に象徴的な存在として情報発信活動などをいただく「青の国ふだい・観光大使」として、元プロ野球選手の銀次さんを委嘱させていただくよう取り進めております。なお、委嘱式につきましては 6 月 22 日に予定をさせていただいております。 3 点目が、地域おこし協力隊の状況ですが、4 月 17 日に任期満了での退任が 1 名、5 月 10 日に新規採用での着任が 1 名となっており、現在、会計年度任用型 2 名、民間委託型 6 名の合計 8 名に活動いただいておりますし、7 月 1 日には新規採用の 1 名の増員も予定されてございます。また、4 月 1 日より地域活性化企業人の委嘱もしたところであります。議員各位や村民の皆さまには地域おこし協力隊員共々のご指導など、よろしくお願い
--	--

一般質問	議長 中上議員	を申し上げます。 4 点目が、ふるさとの納税の状況ですが、5 月末現在で、7,667 万 1 千円となっており、前年度比で、件数、金額ともに 120%を超えているところであります。ご寄付いただきました全国の皆さまに深く感謝させていただきながら、引き続き決め細やかな寄付者対応の徹底などに努め、今後も前年度水準を上回って推移するよう取り組んでまいります。 最後に、5 点目が、株式会社青の国ふだいの昨年度の運営状況ですが、商品売上や、ふるさと納税業務委託料などでの売上総利益が、前期比で 1.3%減少する中で、人件費などの販売費・一般管理費は 5.9%増となりましたが、諸税の予定・中間納付分の控除などもあり、当期純利益 1,525 万 2 千円を確保できる見込みであります。引き続き、地場産業や観光・物産の振興、関係人口などの拡大に寄与できる取り組みの強化に努めていただきます。 終わりに、議員各位や村民の皆さまに、消防団特別点検など諸行事へのご協力に改めての感謝を申し上げますとともに、今後の主要行事にも、変わらざるご支援とご協力をお願い申し上げます。 そして、本会議には、令和 5 年度各会計補正予算などの専決処分の承認案件、令和 6 年度各会計補正予算案、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正などの条例改正案などを提案させていただきますので、十分なるご審査を賜り、全議案につきましてご承認を賜りますようお願い申し上げます、行政報告といたします。よろしくお願いいたします。 以上で、「村長の行政報告」を終わります。 日程第 5「一般質問」を行います。 一般質問は、普代村議会会議規則第 61 条第 4 項の規定のとおり行います。10 分前にはベルを鳴らしますので、質問者及び答弁者のご協力をお願いいたします。 それでは、通告順に質問を許します。 5 番中上一登議員の一般質問を許します。 5 番中上一登議員。 5 番中上一登です。 私の方からは、村長に紙の保険証廃止の対策について質問をさせていただきます。 今年 12 月 2 日に紙の保険証が廃止になる予定とされております。マイナンバーカードについては、誤登録が 7,300 件以上も発生したなどのトラブルもあり、なかなか利用率も進んでおりません。マイナンバーカードの取得は本来任意であったものが、いつの間にか義務化されようとしております。久慈管内のある病院では、「毎回のよう次には持ってきてください」
-------------	-----------------------	---

	とか、あるいは、「毎回聞きますよ」というように半強制的に押し付けるような対応があったということも聞いております。カードの便利さというものを否定はしませんが、まだまだセキュリティーの問題や、紙の保険証も選択できる余地を残して、時間をかけて利用率 100%を目指すべきであると思います。高齢者や小さい子どもにとっては、デジタル化というのは対応が難しいのではないかと考えております。保険証や口座番号など紐付けに不安を持っている人は、自分の周りでも多いという状況であります。そこで、村として村民の心配、不安への対応を考えていくべきではないかと思っております。いちばん大事な医療サービスという点で、窓口負担や受診低下の心配をせざるを得ません。診療所や行政の対応として、カード利用の危険や不便にどのように対処しようとしているのか以下についてお伺いいたします。 1 つ目として、デジタル庁の「マイナンバー法の一部改正法案の概要」におきまして、短期保険証が廃止となっております。滞納者への命への対応をどう考え、どう対処するのかお伺いします。 2 つ目に、マイナポータル利用規約では、免責事項第 26 条で、「マイナポータルの利用にあたり、利用者本人又は第三者が被った損害について、デジタル庁の故意又は重過失によるものである場合を除き、デジタル庁は責任を負わないものとします。」というふうにあります。すでに現在、誤登録環境や偽造されやすいという重過失と思われる事態があるわけですが、偽造被害や個人情報を利用された場合の責任の所在はどうなるのか、使用を推進して使用後は自己責任となるのか、自治体レベルでの予防策や対応策は考えているのかどうかお伺いいたします。 最後に、村独自にマイナンバーカードは選択制として、廃止後も資格証等をずっと継続して、特に高齢者への配慮対策を進めるべきであると思いますが、紙の健康保険証を残すように住民のために自治体からも政府に対して声を上げていくべきではないでしょうか。ご意見をお伺いいたします。以上です。 議 長 榎屋村長 榎屋村長。 中上一登議員の、紙の保険証の廃止への対応についての、質問にお答えをいたします。議員お話しのとおり、12 月 2 日以降現行の保険証の発行が廃止となります。よって、これまでの健康保険証の利用の猶予期間は設けられているものの、基本的には 12 月以降に医療機関を受診する際は、マイナンバーカードと健康保険証が一体となった「マイナ保険証」を利用いただくこととなります。なお、「マイナ保険証」としては、ＩＣチップ情報や暗証番号のない「顔認証マイナンバーカード」に健康保険証のみ紐付けされたものも利用できるというふうにお聞きしております。
--	--

	議長 中上議員	さて、ご質問のこれまで滞納者との納付相談の機会を確保するなどのために交付させていただいてございました、「短期被保険者証」ですが、お話しのとおりこちらも廃止となります。この交付を受けていた方々は、今後「短期被保険者証」に変えて、私どもが交付する「資格確認書」により、保健診療を受けていただくこととなります。これにより、引き続きこれまでと同様にも全ての被保険者が確実に保険診療を受けられるものというふうに思っておりますし、そのようになるように、その発行に万全を期してまいりたいというふうに考えております。 次に、誤った登録などの自治体レベルでの予防策についてでございますが、お話しのとおりマイナンバーカードについては、多くの誤った登録や紐付けの事例が出たところでありました。同姓同名の方々や、生年月日が同じ方々の間での誤りや、マイナンバー情報の確認漏れによる誤り、顔写真の取違いといった単純なミスなどもあったとお聞きしております。いずれ、本村では、他自治体で起きた、そういった誤りの要因について特にも念には念を入れて、二重、三重のチェックを重ねての作業ということと、最後の交付時には、あらためて課長などが最終確認を行って、公布することなどの徹底を行うことで、誤った発行の防止を行ってまいりたいというふうなことからでございます。 次に、マイナンバーカードへの保険証の紐付けの選択制や、資格証などの発行の継続についてでございますが、12月以降にも必要な被保険者には紙の保険証と同様の内容が掲載された、「資格確認書」が申請や、あるいは私どもの職権により交付されますので、これにより対応していくこととさせていただきたいというふうに存じます。また、紙の保険証を残すようにとの政府への要望につきましては、町村会等でも予定されていないところと承知をしております。今後は、この制度が運用されていく中での課題などについて、各市町村とともに要望などしながら、村民の方々にご不便などが生じないよう取り組んでもまいりたいと考えておりますので、ご理解の程をお願い申し上げまして答弁とさせていただきます。 5 番中上一登議員。 ありがとうございます。まず1番目のデジタル庁の短期保険証に対しての資格者証を出すという対応をやっていくということで、まずはこの部分は良かったなあというふうに思っております。 2番目のですね、自治体でのミス、何重にもチェックをしていくということですけども、これ自治体だけでのミスでは済まないという状況がありますよね。発行してそれを利用することによって、いろんな事故が起きているわけですから。これをどのように、住民に注意喚起をしていくかという問題もあると思うんですね。自治体そのものの作業だけでなく、そこ
--	--------------------	--

	らへんがちょっと、どうなのかなあというふうに思っております。 3 番目の、村独自のマイナンバーカード選択制として、保険証を残すようには要望していくということです、是非、この選択制もできるように、地方の方からも強い声を上げていてもらいたいなあというふうに思っております。5 月に新聞に出ておりましたけれども、全国の自治体における約 4 割の事務手続きで、マイナンバーによる情報照会活用がされていないことが会計検査院の調査で分かったというふうにあります。検査院はデジタル庁が主導し、行政のデジタルトランスフォーメーションを後押しする必要性を指摘したというふうにあります。セキュリティが、まだ完璧になっていない状態で、後押しするのはいかがなものかなあというふうにも思いますが、この検査院の調査では、マイナンバー情報照会制度は 2017 年 11 月から本格運用してる割には、22 年度には社会保障や税、災害分野などから 1,258 の手続きを対象に選定したら、4 割が照会ゼロだったということになっております。普代でも似たような状況であるのかどうかですね、村民についてのマイナンバーを利用した作業というのは日常的にあるものなんでしょうか。分かっている範囲で、もしそういうことが分かるのであればちょっと教えていただきたいと思います。 議 長 枉屋村長 枉屋村長。 はい、1 点目の資格確認証についてはそのとおりしっかりと、ご不便をかけないように職権を持ってでの交付に努めてまいりたいというふうに思っておりましたので、議員さん方からもそういったものがあるよと、いった事を周知いただければ助かります。お願いをさせていただきます。 それから、自治体レベルでの被害防止の事にも関わる件でございますけれども、これにつきましては、私どももいろいろな場で、いろいろなものの方々が、例えば国、県、例えば警察であれ、それからいろんな消費関係の久慈管内の機関であれ、あるいは諸々のこの機関等で度重ねてといえまああれですけども、いずれその周知、とにかく、こういったケースでもしかすれば偽造あるいは誤った使用、そして、詐欺等に連なっていくようなことがあるといった事を、懸命に周知していくことかなと。自治体ができる部分はそのように思っております。あと、選択制につきまして、議員さんお話しのような会計検査院からの国の機関へのご指導があったことも承知しております。私どももそうですし、村民あるいは国民の方々もそうだと思うんですけども、いわゆる信頼をされていない制度なので、早い話がご利用が進まない。あるはその交付が進まないといったようなので、そこを会計検査院でも指摘したことをしっかり受けとめて、デジタル庁で、ちゃんと信頼されることへの確認を徹底してやって、それを国民なり皆さんに大丈夫だよといった事を認めていただくような取り組み、周知徹底を
--	--

	議長 松葉住民福祉課長	していくことが、今どうしても急がれることかなあというふうな思いでいるところでございます。最後の部分、私の承知の部分でございませんので、課長の方で、お答えさせていただきます。 松葉住民福祉課長。 最後の方のご質問の4割ほどしか、マイナンバーを使っの照会事務等がされていないというご指摘のことだと思っんですけれども、様々な照会事務がございます、実際。村の方での住基関係での転入、転出入についても、そういったマイナンバーを使っの異動等も実際行っております。ちょっとうちの方で、じゃどれくらい使っているかっていうことにつきましては、ちょっと把握しておりませんでした、実際転出入の際には、マイナンバーを使う、お持ちの方につきましてはですね、それを使っの転出、転入等を行っております。それによって、ある程度簡易な形で、行っ先での手続き等もできるようになっるものとなっございます。オンラインで、こちらからの転出されたというやな情報がつながるというものもございますし、その他、税の関係の方でのそれこそ転入された場合での情報だとか、そういったものにも実際、村の方としては使われておりますけれども。全体で4割ってやのが、様々な多分民間というか、病院の方ってやのもあるでしょうし、様々な利用のあれがあるんですけれども、どれどれを言っの4割なのかが、ちょっと把握できておりませんでしたので、申し訳ありません。 議長 中上議員 5番中上一登議員。 資料を配ってありますけれども、マイナンバーのこのカードに関して、それデジタル庁で出してるものと同じだと思います。どっから出したか自分、ちょっと記憶がないんであれですけども。上の方に書いてありますけれども、このマイナンバーは、行政内部で使うものなんですよ。マイナンバーと、その下の方にマイナンバーカードについてありますけれども。マイナンバーカードは民間利用もできるというふうにあります。その下の行にあります、大臣が必要と認めればこれは民間業者も利用できますよと。この大臣が必要と認めるという曖昧な条件というのは、非常に怖いものがあるなというふうに思っんですよ。民間にどれくらいこの情報が流れていくのかというのが全く分からない状況ですんで、そういう怖さがあります。マイナンバーは、もう皆さん各国民についてますので、それは行政はデジタル化として使用するの、もう完了してるわけですね。全くマイナンバーカードは、全く別の種類であるにもかかわらず、マイナンバーカードとマイナンバーがいかにも一緒であるかやな認識が、なんかこういろんなメディアとかで流れて、国会等でもなんかごちゃごちゃな答弁になっるというやな指摘もありますんで、マイナンバーとマイナンバーカードは違
--	------------------------	--

		うんだという認識、ちょっと持ってもらわないと、なんか変な方向に行ってるなあというふうに感じております。こないだの5月にも大阪の八尾市で起きた市議会議員のスマホ乗っ取られ事件がありましたけども、こういってことになり兼ねないわけですよ。例えばスマホを落としたことによって、もうそこから全部が紐付け、悪い意味での紐付けになって、簡単に悪いことを考える人にとっては出来るという状況になるのです。しかもマイナンバーカードは、そこにも書いてありますけどコピー禁止になってるんです。マイナンバーの方は。コピー禁止と言われても、免許証は自分の証明するためにコピーはよく取られますけども、これを悪用しようと思う人は簡単にコピーしようと思えばコピーできるわけですよ。ここに、カードのマイナンバーが入ってること自体がなんか非常に怖い状況であるなというふうに思います。こういった危険性もあります。あと情報漏洩の件ですけども、こないだ5月29日の日報にも載ってましたけども、地方自治体でも多数発生しているということで、マイナンバーに別人の公金受取口座を誤登録するミスが相次いだデジタル庁や、マイナンバーカードを使ったコンビニでの証明書交付サービスのトラブルを起こした富士通ジャパンの事業を列举して、マイナンバー制度全体のリスク管理の底上げを促したと。もうリスクがあるのがもう明らかになってるわけですよ。でも、まだ推し進めようとするというところに非常に問題があるなと。あと、マイナンバーカードのこの偽造が簡単にできるという土壌が、今の状況なんですよ。というのは、ICチップを読むカードリーダーを置いている施設はほとんどない、病院関係しか。こないだの八尾市はスマホのキャリア店ですよ。そこではないわけです。だから目視で写真でやるだけでいい。こんなズボズボのセキュリティーってないですよ。今それを狙って中国の、あの国名出してはまずいのか、中国の団体がもう相当枚数偽造をしているという、実際事件で捕まってるわけですね。だからそういう状況がある中で、よほど気を付けなければならないということで、この八尾市の周辺の自治体では、この事件があってから、啓蒙活動とか説明会等をやっている自治体が増えてきたというふうなニュース、こないだやりました。そういった形で、何とか、もう突き進んで、政府が危険だろうが何だろうが突き進めているわけですので、何とか自治体でその危険に対する対処していかなければならない状況だと思うんですよ。国が政府がやってるんだからもう自治体は関係ないというわけにはいかない。そうすると村民が被害を被ってしまう、損害を被ってしまうという状況になり兼ねないと思うんですよ。こういったやっぱり対策も必要だと思うんですが、どうでしょうか。
	議長 榎屋村長	榎屋村長。 お話しのとおりだというふうに思います。いずれ啓発とかそういったの

	議長 中上議員 議長 中上一登議員	に取り組んでまいりたいというふうに思いますし、先ほどもお話ししましたけども、いずれデジタル庁の方でしっかりこう信頼、もしものことがないような仕組み作りとかそのPRとか、徹底して、急いでやっていってほしいと思いますし。これは言い過ぎになるかもしれないけども、我々が作ったのではないです。それがうまくいくように、あるいはいろんな防止策といったのを末端の自治体にやってくれというふうなことであれば、お願いと、それからお金と、しっかりこう措置しながら、やっぱり国は取り組んでいていただかなければというふうな思いはあります。そういったことでございます。 5 番中上一登議員。 とにかくなるべく、普及率 75.5%って聞いてましたけども、普代村のマイナンバーカードはですね。低くはない方なんだろうなと思いますけども、その使い方に関しては、なるべく注意を喚起していくようにしていった方がいいなというふうに思いますし、無理なマイナンバーカードは必要ないんじゃないかなあと、私自身は個人的には思うんですけど、まずそこらへんを強化してやっていていただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。以上でこの件に関する質問は終わらせていただきます。 次の質問を、中上一登議員許します。 5 番中上一登議員。 2 つ目の質問をさせていただきます。 地方自治法一部改正案についてお伺いいたします。 政府は、2024 年 3 月 1 日、地方自治法の一部を改正する法律案を閣議決定し、法案を国会に提出しています。5 月 27 日の岩手日報に「指示権拡大めぐり賛否」と地方自治法改正案の国会審議について載っておりました。なお、この審議については 5 月 30 日衆議院本会議で可決したということは確認しております。安全を理由に政府が自治体に包括的な指示権を与えるというのが改正案の中心です。国と自治体の関係は、「対等協力」というのが憲法の本旨であるといわれています。 法定受託事務、国の事務で地方に任せられているものですが、これに対しては法令違反等の是正指示を認めるが、地方自治、住民に直結する福祉サービスや、各種助成金ですね。この自治事務に対しては是正の要求だけで指示は認めない、というのが基準となっているようであります。 改正案では、安全を理由に国の指示権を認めて、政府の支配介入を容認しています。住民の福祉の増進を図るべき自治体にとっては、住民の安全は根幹に関わるはずで、これを理由に権力的介入を認めれば、対等協力という基本的な関係を崩すことになります。 日本弁護士連合会は、法案について、国民の安全に重大な影響を及ぼす
--	---	--

	議長 榎屋村長	事態における国と地方公共団体の関係については、例えば、「指示」を「要求」に改めることや、「生命等の保護の措置に関する指示」の条文を削除することなどを申し入れております。地方自治法改正案が通れば、その地方その地方に応じた対応ができない事にもなり兼ねません。すでにコロナ対応では、そのような状況があったと認識しております。必要なのは災害、パンデミックなどに国が人的資源や財源でバックアップすればいいことであって、指示権は全国民に同じ行動をせよという一律の統率を意味するのではないのでしょうか。これまでの地方分権の流れから、一気に中央集権化へと180度の転換になることも危惧されます。村長の見解をお伺いいたします。以上です。 榎屋村長。 中上議員の、地方自治法の一部改正についての質問にお答えをいたします。今回の地方自治法の改正は、昨年12月の第33次地方制度調査会のポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申に沿って行われたものというふうに理解をさせていただいております。この地制調の答申におきましては、ひとつにはDXの進展への対応のこと、それから2つに地域の多様な主体との連携・協働の推進のこと、そして3つ目にこれに加えての大規模災害、感染症のまん延、その他これに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応の事が柱というふうになっているところでもございます。そして、中上議員お話しのとおり、この非常事態への対応のこととしては、地方自治法の改正点として、国が地方公共団体に資料または意見の提出を求めることを可能とすること。地方公共団体に対し、国民の生命等の保護を的確かつ迅速に実施するために講ずるべき措置に関し、必要な指示ができること。地方公共団体相互間の応援または職員派遣のあっせん等を可能とすることなどがあげられているところでもあります。また、この改正案の国会審議の状況でございますけれども、議員からもお話しがあったとおり、5月30日に衆議院を通過しまして、現在参議院の法務委員会の方で審議されているというふうな状況とお聞きをしております。さて、この改正案への私どもの見解ということでございますが、内容につきましては、地方制度調査会の専門小委員会や、総会での論点整理の際や、答申案の取りまとめの際に、全国町村会長などが、地方公共団体側からの意見として非常事態への対応として、国が地方公共団体に必要な指示を行うことができるようにすることにつきましては、原則として個別法またはその改正法によって行うべきであることということを抑えまして、そしてもし今回のケースになりますけれども、地方自治法に個別法の想定外の事態に備えたルールを規定するのであれば、国と地方の関係が対等、協力の関係にあることを重く受け止めて、あくまでも補完的な
--	--------------------	---

	議長 中上議員	ものとして、その範囲を限定すべきというふうなことも申し述べているところでございます。また、制度調査会の中でのそういった意見を述べるとともに、このことについては政府に対しまして、法案にしっかりと地方側のそういった意見を明記するように要請もしてきたところというふうに承知をしております。結果といたしまして、今回の法律案では非常事態での国の指示については、国と地方公共団体の関係の特例として位置づけ、必要な限度において行使することや、あらかじめ適切な状況把握や講ずべき措置の検討のために地方公共団体に意見を求めるよう努めなければならないことが規定されているというふうなことでございまして、いわゆる一定の配慮というものが、意見に対する配慮等がされたということで、理解をされてきているところと承知をしております。そういったことから、私の方でも、今回の改正はあくまでも国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に限って、特例的に適用されていくものであるというふうに考えてございますし、平時においては、今後も地方自治法で定める関与の法定主義と関与の基本原則が絶対的に優先をされていくべきものとも理解をしております。よって、私の方では、これが直ちに中央集権への展開の流れにつながるものとは考えておらないといったところでございます。そして、国などには引き続き、現場の意見などをいつでもしっかりと聞いていただくことで、対等・協力の関係の維持などに努めてくださるよう機会あるごとに町村会などを通じてのお願いも、今後もさせてまいりますことを申し上げまして答弁とさせていただきます。 5 番中上一登議員。 ありがとうございます。直ちに中央集権的な状況にはならない。今ちょっとなりかかっているんですけど。そんな極端にはならないんだろうとは思いますが。今度のこの立法の根拠は、コロナが最初に流行った時、なんとかプリンセス号が横浜でしたっけか、着いて。そっからの教訓だというふうに政府は述べております。こないだ、6月3日に「パンデミック条約を妥結せず」という記事が日報のちょっと下の方にあんまり大きくなく載っておりました。これは、がWHOがIHR社会保険機構保健条約を変えようとしている流れがあるみたいです。感染したときには、それを強制的にワクチンを打つような制度を法律を作ろうという動きでやっているわけですけども。この記事の最後の方に、ペドロス事務局長は1日閉幕後の記者会見で、公衆衛生の非常事態に対する準備や監視対応が強化されたというふうに。これは5月に妥結するはずだったのが、今回流れてしまった。反対する国が多かったということですね。この中で、特にも何がネックになったかと言えば、WHOの加盟国ってのは国だけじゃなくて、製薬会社も結構あるわけですね、外国の。イギリスだかどっかの、要するにパンデ
--	--------------------	---

	ミックになった時に、薬品の分配ですね、要するに利益の分配、それでは納得きかないというような流れがあるみたいで、これはビジネス条約になってるわけですね。それと、あまりにもこの条約、最初の質問でも言いました、生命等の保護の措置に関する指示に関することが第 252 条の 26 の 5 ということであるんですが、各大臣はという書き出しから始まって、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態を発生し、または発生する恐れがある場合においてということから、いろいろ書いてあるんですけど。最後に大臣は必要な指示をする事ができると。要するに大臣がパンデミックだといってワクチンを打てと言え、ここでもう成立するわけですね。これがどこにまたつながっていくかって言えば、マイナンバーの IC チップの中にその情報が入ってるわけです。接種情報も入ることになってるようなんで。それから、もうピンポイントで誰が接種してないかってわかるような状況になってくるんじゃないかなあと。そういうのが非常に危惧されるわけで、なんかこの法律の表面、それだけでない部分が結構あるんじゃないかなというふうに感じております。ですからそういうところまで把握した上で、この法律の重みというか、怖さっていうのを分かっていかなければならないのではないかなと思うんですけども。マイナンバーもほとんど強引にやってるようなところがあるので、こういった法案の意味というのですね、つなげていくと非常に問題があります。何かあれば自治体に責任が押し付けられるという事態も考えられないわけではないわけですね。そういう状況って、村長としてはどう思うんでしょうか。最後にそれを聞いて質問は終わらせていただきますけども。 議 長 榎屋村長 榎屋村長。 パンデミック条約ですか。そういった部分の事はちょっと不勉強で承知はしていなかったんですけども。そういったことにも関連がしていくといったような事で、勉強というか、感心をもたさせていただいたところでございます。いずれ議員お話しのように、大型クルーズ船のコロナ集団感染時の対応の事での発端というふうなことで、国の方では想定できない事態の対応といったようなことで、上げているわけですけども。私どもの町村会長が話すとおり、今現在、各個別法に 360 余と言われてるその指示、この場合には指示できるよと。あるいはそういった事がその個別法に定められているわけですけども、それを超越してというか、超えてこうやるケースといったようなことが具体的には、ちょっと思い浮かばないわけでございますけれども、いずれそのコロナの際に混乱した事態等を思う時でも、国会でいろんなその協議をできない時間が、全くなかったというわけではないと思ってますし、いろんなこの党首会談とか、いろんなことのあれの中で、そういったことのあれが法律改正の先々の取り組みの事確約され
--	--

	議長 中上議員	た中での個別法的なことでの阻止といったようなことが、できることもあるといったように思いますので、あまり私の見解でもお話ししたように、あんまりそういった全体に広げたものの取り組みを、広くやれというのは、やっぱり我々と国との関係のルールには反するというふうに思っておりますので、引き続きそういった事のないように、今の立場で言えば監視したり、あるいは注視したり、そして意見を述べていくというふうなことで対応してまいりたいというふうに思っております。 中上一登議員。 すみません、最後にちょっと言い忘れたというかですね、昨年のお話したと思うんですけども、鎌倉市議会でも市長がコロナに関して市議会で質問されたことがありました。初期のころのワクチン接種、13歳の中学生がワクチン接種後4時間後か3時間後に風呂場で死亡したということがあったんですね。鎌倉では、30代の男性が接種の翌日に死亡したという事例があるみたいですね。それで、市ではワクチンをすすめてるわけですよね。どんどん打ってください、打ってください。そのために亡くなったんでないかとはまでは言ってませんけども、こういうことがあったっていうことをなんで公表しなかったんだと。長として責任があるんだらうと。それを公表することによって、注意喚起になると、他の市民に。打とうと思っていた人が打たないで。例えば30代40代でもいいんですけども、亡くならなかったかもしれない。あるいは、体調崩さなくても良かったかもしれない。それは長に責任があるんじゃないのかというようなそういった市議会のやり取りがあったのを記憶しています。だから、そういうことは結局、長が責任を取られるような状況に陥ってしまうのではないかと。だから、いくら国がすすめていることでも、よくよく考えて村民にすすめていかなければ、今度は長の責任を追及をされるようなことになり兼ねないのではないかと。ということを非常に心配するものであるんですね。ひとつそういう事例があったということですので、そういうことも考えながら対応していかなければならないんだらうなというふうに思っております。はい。以上でこの質問を終わりますけど、最後に村長あれば、なければいいです。 議長 中上議員 5番中上一登議員の3つ目を質問を許します。 5番中上一登議員。 最後の質問をさせていただきます。プッシュ型インフレ不景気の住民支援策について村長にお伺いします。5月10日に役場において、商工会員の方々との懇談会を産業経済常任委員会で開催させていただきました。最初に報告があったとおりでございます。日中の忙しい中、時間を割いて参加していただきまして、4名だけでしたけれどもいろいろな話しが聞けたことで成果があったなというふうに思っております。まず皆さま、間違いな
--	--------------------	--

	議 長 枉屋村長	く景気の厳しさを実感しておりますし、行政報告の中でも村長もそのことは触れております。行政に携わっている人もトップである村長も数字的には把握しているとは思いますが、その実態はどこまで実感として掴んでいるのでしょうか。懇談会でも出されましたが、商店街では独自にイベントを開催して努力しております。そこに行政がどれだけバックアップできるのか、しているのかをお伺いしたいと思います。商店街に限らず、人口減少と物価高による経費の上昇で、村民の財布の紐は固くなっているはずで、店舗経営者は、それをつくづくと実感していると話しております。商工会はじめ、会員の方々も、まず村独自の財源で支援する方法はないのかということを訴えております。それと、新たな事業や起業などへ村独自の支援があってもいいのではないかという意見もありました。村の予算の配分の仕方を工夫して、村独自の思い切った村民経済対策を打ち出せないものではないでしょうか。村の財源について、工夫の余地を村長にお伺いいたします。以上です。 枉屋村長。 中上議員のプッシュ型インフレ不景気の住民支援策についての、質問にお答えをいたします。 まず、商店街さんでの独自イベントなどへの村のバックアップについてでございますが、近年は毎年ジョイフルデーや、音楽の広場といったイベントを開催をいただいております、関係皆さまに感謝してございます。そして、それらのバックアップでございますが、基本的に商工会さんや観光協会さんなどの公共的団体等が主催、共催、後援などするイベントには、その要請などによりまして、可能な限りの支援を行うよう努めてきているところであります。例えば、音楽の広場につきましては観光協会さんが、共催団体に入っておりますし、商工会と村が後援団体となっている中で、イベント開催補助金の対応をしておりますし、あるいは今日も今外でやっているはずですけども、前日の準備と当日の運営への延べ20人以上にもなりますか、そういった人的な支援、それから諸物品、駐車場等の土地などの使用許可等を行っていきまして、バックアップをさせていただいておりますというふうなことでございます。また、ジョイフルデーのような場合ですけども、グループイベントということで、イベントの立ち上げの際などには、村のイベント開催ではなく、村の活性化活動を支援をして行くという趣旨で、ふるさと元気づくり補助金をもって支援をしていたところでございます。その立ち上げが終わった後につきましては、自分たちで独自に無理なく実施をしていきたいというグループ側の意向を尊重しまして、今現在は要請等もございませんし、バックアップをしていないといったようなケースもあっております。いずれ村の担当課でも、その実施主体の意向など
--	---------------------	---

	に沿ってのバックアップ、応援でございますが、可能な限り工夫などもした中で、行いたいというスタンスで取り組んでおりますので、是非、そういった団体さん等には気軽に声がけ、相談などをいただければと思っておりますし、また商工会さんが絡んで、おやりいただくことがいいことなわけでございますので、商工会さんなどには改めて、そういった取り組みをしましょうといったお知らせ、あるいは相談などもしてまいりたいというふうに思っております。 それから次に、物価高騰対策に、まずは村独自の財源などで支援をする方法はないかとのことでございますけれども、昨年、2回に渡って実施した、村民1人1万円の地域商品券の交付事業におきましては、そのなかに村の独自の財源を1,220万余ですか、投入をさせていただいたところであります。それから、以前一般質問にお答えしておりますけれども、必要で可能な範囲であれば村財源によるそういったことへの前倒しの支援についても、躊躇なく行ってまいりたいという考えでおるといってお話しもしていたところでございます。それで本年度、現段階の国と村財源を合わせての取り組みにつきましては、国の現段階の事業がですね、繰越分を含めて非課税者や均等割のみの課税者、あるいはその対象者にも、支援額にも縛りのある事業ばかりといったようなことで、そういった組合わせての前倒しが出来ないといったような状況にもあるところでございます。よって議員お話しのように、今後実施できるとすれば、全くの村独自財源での事業というふうなことになるわけでございますが、これにつきましては、従前お話ししているように、村の経済状況など総合的な見地から検討を議会さんとも慎重にしながら、判断をしてまいりたいというふうに考えております。 また、新たな事業や起業、興す業でございますが、これへの村の独自支援でございますが、令和4年度に新たな商工業分野での起業に対する補助金制度を創設をしてございます。法人が1件100万円、個人が1件50万円を上限に補助するというふうなことでございまして、当初予算ベースではございますけれども、令和4年度には200万円を、5年度と6年度には、4年度に実績がなかったもんで、100万円ずつというふうなことですけれども、予算措置をしまして、起業をお待ちをしているというふうな状況にもございます。いずれこの部分についても、再度の情報発信に努めてまいりたいというふうに思っております。 そして最後に、村独自の思い切った村民経済対策をとることでございますが、ご意見を真摯にしっかりと受け止めまして、プレミアム商品券、今月あたり出ていくのかな。そういったことの活用状況なども見つつ、庁内で状況等を検討をしまして、先ほどお話ししましたとおり、議会さんとの相談などもしっかりとさせていただきながら、検討を深めていきたいとい
--	---

	議長 中上議員	うふうに思っておりますので、その事を申し上げまして答弁とさせていただきます。 5 番中上一登議員。 答弁ありがとうございます。大体やってもらっていることはほぼあのあれですが、こないだの懇談会でも広く薄くではなく、何かこう特化した、突出したものをやってもらいたいような意見もございましたので。例えばですね、先ほど 1 万円の交付 1,200 万ありましたけども、金額としてはかなりデカイと思うんですけども、億単位でやってもらえれば助かるなというふうに思いました。例えば、10 万ずつ再度配るとかですね、そういったこともあってもいいのではないかなというふうに思いますし。それとですね、プレミアム商品券については、かなり商店街では好評で、これは是非継続してやってもらいたいというものがありまして、かなり助かっている。お客さんも、もうとにかく楽しみにしてるということも聞いておりますので、是非これは継続してやっていただきたい。あまり買いただけ買っても、金がある人だけが得をするという形にならないような形で、商工会の方が考えながらやってるみたいですけども、引き続きやっていただきたい。何回も言いますが、先ほどの、昨年の物価対策の商品券の配布ですよね、これ 1,200 万じゃなくて、1 億 2,000 万くらいにやってもらえば助かるなあというふうに思います。それだけでも、かなりこの小さい村は活性化する。気持ちだけでも活性化するのではないかなあと。例えば、それを貯金する人がいたとしてもですね、気持ちが活性化すればそれだけでも効果があるような気がするんですね。あと、支援をしてるかということで、あまりにも簡単な質問のつもりで質問したんですけども、例えばジョイフルデー、商店街でやりますよね。その時の告知に関して、行政連絡網は使えないという質問もあったんですけど、前にもこんなようなこと自分も聞いたことがあるんですけども。何か、考え方の問題なのかなあというふうに思うんですけど。商店街を活性化するっていうのは、告知も含めて村全体のひとつのイベントのような気がするんですけども、個人的な利益がうんたらくんたらとは、またちょっと違うような感じがしますけども。その点については、どういうふうなことで利用できないということがあるんでしょうか。お聞きします。
	議長 榎屋村長	榎屋村長。 お答えをさせていただきます。時間の事もありますので、最後の部分だけお答えをさせていただきます。イベント等の周知等でございますけども、行政連絡員を使ってということができないのかということでございますが、そういった周知をして行くことは大変いいことなんですけども、行政連絡員を使うということは、行政連絡員の、私どもが委嘱をしている趣旨、

	議長 中上議員	役割に全く合わないというふうなことを私どもが考えておりますので、その部分については、大切な経済活動、そして村の景気を上げること、あるいはイベントで皆を元気にすることであっても、その民間さんの部分については、少し控えさせていただいてというふうな状況でございます。 5 番中上一登議員。 何となく納得はするんですけども。そこらへんを拡大解釈して、もう少しこうやっても。やっぱり紙の媒体で知らせないと伝わらない部分ってあるんですよね。いくらHPがありますよとか、スマホがありますよってなかなかそれを見ないケースって多いですんで、紙の媒体重要だなあと思います。後は、こないだ事務局の方でも話してましたけども、ラジオ放送ですかそういうのも利用してとか、いろいろあるんでしょうけども、やはり何とか紙の媒体を使えるような方法を。自分で今、新聞に入れても新聞取ってない人も多いんで、なかなか行政連絡網の状態で、紙の媒体を配るつうことはなかなかない仕組みになってしまってるんで、ちょっと残念だなあということになってると思うんですけど、そこらへんもう少し柔軟に考えていけるような、あるいは行政連絡員、お金の問題じゃあないんでしょうけども、趣旨の問題ということですけども。1 枚当たり何円でもやって、少しでも紙の媒体でお知らせすることによって、目に触れるという。特に普代村は高齢者が多い地域ですんで、それによってはじめて分かるという方もいると思うんです。特に、うちのように離れてるところは、へき地にいるとこっちの町の状況が分からないというのがありますんで、そういうことも考えてやっていただけたらなというふうに思いますけども、柔軟になる方法ってないですか。最後にそれだけ聞きたいです。 議長 枉屋村長 枉屋村長。 すみません。お答えをさせていただきます。内容的には、お気持ち的には賛同する部分もあったりということですけども。現実には県の広報もお金をいただいて、特別に行政連絡員さんをお願いをしているといったような形になります。また、過去にあった教育関係の事で課題が出て、原発の風評被害のうんぬんかんぬんといったものの安全であると国が周知するために、回覧を回してくれといったようなことについても、国に対して、各市町村違ったんですけども、私は、お金をちゃんといただければやりますというふうなことにしたし、そうでない市町村はやってあげますよといったところもあったようですけども。結局こう足並みが揃わなくてできなかったというふうなこともありましたが。今現在は、その何か工夫について、相談というふうな思いもまだなかなかしないところですけども、ちょっと職員と検討というかはさせていただきます。 議長 5 番中上一登議員。
--	--------------------	--

	中上議員 議長 大上智議員	保険証とともに、紙の媒体を残すようにしていただきたいと思います。 以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。 以上で、5 番中上一登議員の一般質問を終わります。 次に、8 番大上智議員の一般質問を許します。 8 番大上智議員。 8 番大上智でございます。 6 月に入り浜ではコンブ漁が最盛期を迎えており、漁協の自営定置黒崎網の水揚げが始まり、本年もイワシ、サバの大漁を祈るところでありますし、農業においては田植え、野菜の植え付けもひと段落し、豊作を願うところでございます。それでは早速ではございますが、議長のお許しを得まして、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。 質問は、まち・ひと・しごと創生法施行 10 年に関してでございます。 政府は、2014 年 5 月に民間団体「日本創生会議」が発表した、地方から若年女性らの流出が、このまま続いた場合の人口推計を根拠とした、「消滅可能自治体」の内容に呼応して、同年 12 月に策定した、「東京一極集中是正及び地方活性化」を柱に据えた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の成果や課題を点検し、本年 6 月に公表する方針のようですが、本村においても同年度に人口減少を喫緊の問題として、庁内に、「人口減少対策プロジェクトチーム」の設置等し、これまで取り組んできていることは承知しているところでございますが、この戦略の主事業と思われる、「多様なワークスタイルの実現による移住者誘致と持続可能な普代村の創出事業」等に関して、以下について伺います。 1 番 本村では、この「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、どのような具体的施策の展開をもって、当初からこれまで取り組んできたものか。 2 番 「多様なワーキングスタイルの実現による、移住者誘致と持続可能な普代村の創出事業」で創出した仕事モデル数は何件で、そのうち実現している活動仕事モデルの名称は。 3 番 実現している活動の、現在の個々の詳しい活動状況は。 4 番 コワーキングオフィス B B F（ブルーベースフダイ）の、現在の活用・振興実態及び仕事モデル深堀伴走支援業務の個々の内容と、本年の留村プログラムの内容を教えてください。 5 番 令和 4 年度の仕事モデル 4 件の企画内容の説明と、これまでの仕事モデル企画と実現モデルについての見解を伺います。 6 番 第 57 回地域再生計画との関連性はどのようなものでしょうか。 7 番 「普代村まち・ひと・しごと創生推進会議」は、いつから運営されているものか。また、これまでの活動内容と推進会議で出された委員からの意見・提言をどのように受け、それを踏まえた取り組みは、どのよう
--	------------------------------------	---

議 長 枉屋村長	に展開しているものか。以上についてお伺いします。 枉屋村長。 大上智議員の、まち・ひと・しごと創生法施行 10 年に関する質問にお答えをいたします。 まず 1 点目の、村では、まち・ひと・しごと創生総合戦略はどのような具体的施策の展開をもって、当初からこれまで取り組んできたのかとのご質問でございますが、議員お話しのとおり、急速な少子高齢化の進展に的確に対応をし、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力のある社会を維持していくための、まち・ひと・しごと創生法が、平成 26 年 11 月 28 日に施行されまして、都道府県市町村においてもこの国の総合戦略を勘案して、地域の実情に応じた地方版の総合戦略と定めるよう努めなければならないとされたところであります。本村におきましても、国・県の総合戦略を勘案をしまして、地域の実情に応じた地方版総合戦略とするよう、平成 27 年にまち・ひと・しごと創生推進会議を諮問機関として設置をいたしまして、同年 10 月に第 1 期「普代村まち・ひと・しごと創生戦略」を、また令和 3 年 3 月に第 2 期「同総合戦略」を策定したところであります。平成 27 年度から令和 2 年度までの、第 1 期の期間におきましては、台風災害の諸事情等もありましたけれども、「魅力ある雇用の創出」、「子育てに優しい環境づくり」、「暮らしやすさ・魅力あるまちづくり」、そして「関係交流人口の拡大」の 4 つを基本目標に、掲げたところでございます。令和 3 年度からの第 2 期期間におきましても、これを引き続き実現をするようにといったことで取り組んでおるところでございます。また、村総合戦略の 4 つの基本目標の実現に向けては、毎年、住民の方々の代表で組織いたします産学官労金各機関の代表者が委員となります「普代村まち・ひと・しごと創生推進会議」を開催をしまして、各分野におけるアドバイスなどをいただきつつ、庁内内部では村政に係る、中長期・重要課題に係る村長政策レビューを実施をいたしまして、村政の中長期・重点課題を絞っての各課題の明確化とその対応方針について協議・検討を行いまして、事業化、予算化する仕組みというふうにさせてきていただいているところであります。具体的には、第 3 セクターの設立、あるいは普代村漁業就業者育成協議会の発足などによる雇用の場の創出、担い手の確保育成、結婚・出産・子育てへの各費助成制度の創設、そして移住者誘致の促進、道の駅の整備による観光・物産・交流の促進、みちのく潮風トレイルや、鵜鳥神楽など、自然・歴史・文化の地域資源を生かした観光コンテンツの開発・促進など、毎年度個別事業を深化させたり、横展開をしたりといったようなことを目指して取り組んでいるところでございます。
---------------------	---

	次に、2 点目の多様なワークスタイルの実現による移住者誘致と持続可能な普代村の創出事業で、創出した仕事モデル数は何件で、そのうち実現している活動、仕事モデル例はどのようなものかというふうなことでございますが、令和 2 年度から令和 5 年度までで、14 の仕事モデルを創出し、現時点では森のようちえん人材 2 名、くろさき荘魅力化人材 1 名、農業プロジェクト人材 1 名、林業プロジェクト人材 2 名、サードプレイス人材 1 名、そして D X 推進人材 1 名の 6 モデルに、地域おこし協力隊や、地域活性化起業人制度を活用して、取り組んでいるところでございます。 次に、3 点目の実現している活動の現在の個々の詳しい活動状況はという質問でございますが、森のようちえん人材は、つちのこ保育園の維持拡大に向けて基盤づくりや、野外保育活動を行ってございます。くろさき荘魅力化人材は、スタッフ間とのコミュニケーションを図りながら、くろさき荘の営業及び接客・接遇体制の強化に向けた活動を行ってございます。農業プロジェクト人材は、芦渡と旭日区地区内での田畑の耕作面積を拡大をしつつ、月 1 回の農業体験会の開催をはじめ、冬場の加工品の開発に向けた諸準備などを行っているところでございます。それから、林業プロジェクト人材は、林業現場での実践による技術習得をはじめ、旧芦渡産直施設での経木の製造・販売に向けた活動を今行っているところでございます。サードプレイス人材は、活動拠点がなかなか見出せない中で、デザイン技術やコーチング技術の習得や、村内外の諸イベントに参画しながら、子どもの学び・遊びのプログラム開発やその提供に向けた活動を行ってございます。最後に、D X 推進人材は庁内の業務改善への現状ヒアリングを行いながら、その実践と村内事業者さんとの意見交換などに積極的に参加をしつつ、地域の D X 推進に向けた諸活動を行っております。いずれ、各仕事モデルに従事する個々の隊員活動が、それ自体は小さいものでございますけれども、一つひとつの仕事・生業として持続をしていくように、しっかりとその支援に努めてまいりたいというふうに考えております。是非、重ね重ねにもなりますけれども、議員各位や村民の皆さまには、ご指導・ご支援などを賜りますようお願いもさせていただくところでございます。 次に、4 点目のコワーキングオフィス B B F ブルーベースフダイの現在の活用・進行実態及び仕事モデル深堀伴走支援業務の個々の内容と本村の留村プログラムの内容は、という質問でございますが、1 項目目のコワーキングオフィスブルーベースフダイの活用でございますが、令和 6 年度の 5 月末現在で 3 名の利用状況というふうになっております。令和 3 年度には 36 人、令和 4 年度には 47 人、令和 5 年度には 40 名でございました。いずれも低調な状況というふうになっておるところでございます。くろさき荘施設全体の振興・改善を図るため、昨年 8 月からは、東京の方のアドレ
--	--

	ス社という会社の「多拠点ライフプラットフォームサービス」という事業と連携をいたしまして、利用促進に努めておるところでもございます。また、今年度、花巻市の株式会社雨風太陽という会社との連携事業ということで親子の地方留学の催行が決定をしております、夏休み期間中には 6 泊 7 日の行程で 2 回となりますけれども、だいたい家族 11 人、といったようなことではございますが、これが、くろさき荘で受け入れてというふうな形になります。従って、子どもたちは、自然体験などをするわけですが、保護者の方もくろさき荘に滞在をしていただいて、仕事が必要な方はリモートワークというふうなことで、くろさき荘のコワーキングスペースを活用していただくことにつなげていければというふうに考えておるところでございます。それから 2 項目目の、深堀伴走支援業務の個々の内容ということですが、今年度におきましては、現時点での委託型 6 名の地域おこし協力隊について、地域おこし協力隊活動任期満了後の定住と、仕事モデルの定着まで見据えまして、定期的な面談や活動への助言、サポートなどを実施しているところでございます。それから 3 項目目の本年の留村プログラムの内容でございますが、一般の移住希望者を対象としたプログラム提供のほか、つちのこ保育園の魅力を生かした親子向け留村プログラムの提供も予定をしておるところでございます。 次に、5 点目でございます。令和 4 年度の仕事モデル 4 件の企画内容の説明と、これまでの仕事モデル企画と実現モデルについての見解は、という質問でございますけれども、令和 4 年度は、D X 推進人材、水産業振興人材、空き家利用活用人材、萩牛集落支援鉄山染人材というふうなことの仕事モデルの企画をしたところであります。1 つ目の D X 推進モデル人材でございますけれども、本年の 4 月に地域活性化起業人制度ということで、株式会社タオソフトウェアより杉山さんという方に着任をいただいております。この地域活性化起業人そのものは、企業から来ておりますので定住にはつながらないというふうなことではございますけれども、将来的には村の D X 推進に向けたお力添えをいただけるよう、しっかりと関係性を築いておきたいというふうな考えでもおるところでございます。 2 つ目の水産業振興人材でございますけれども、これにつきましては、現在 7 月 1 日着任ということで予定をしまして、受入事務を進めております。第三セクターを活動拠点としながら、ふるさと納税業務を通じた本村水産事業者との関係性を深めていただきながら、村内水産業の振興に資する情報発信や販売促進、また陸上養殖などの可能性調査検討を行っていただく予定というふうにさせていただいております。 それから、3 つ目の空き家活用人材でございますが、将来において潜在的な課題とされております空き家対策について、空き家の現状それから空
--	--

	き家バンク等の利用状況の調査、その利活用促進、そして和村邸も含めた遊休不動産利活用のためのプロジェクトの推進といったようなことを考えさせていただいております。 それから4つ目が、萩牛集落の支援鉄山染人材でございますけれども、萩牛での鉄山染めの文化と技術の継承を鉄山染めを活用した生業づくりといった事を通じて、集落支援をというふうな考えでおるところでございます。現時点では、お話しした空き家活用と萩牛集落支援については、応募までは至っていない状況というふうなことでございます。いずれ、仕事モデルの企画その実現につきましては、繰り返しにもなりますけれども、地域おこし協力隊の活動任期満了後の定住と仕事モデルの定着までを見据えた助言等々を実施しながら、小さくても仕事・生業として持続できるよう、しっかりと支援をしてもらいたいというふうに考えております。また、仕事モデルの実践が、村内事業者や生産者の新たなチャレンジへの契機ともなるように新たな経済活動の展開に、発展につなげていくよう期待もしておりますし、そのような取り組みとしてまいりたいというふうに考えております。 それから6点目の質問、第57回地域再生計画との関連性という質問でございますが、地域再生法第13条に基づく事業に対する特別措置としてのデジタル田園都市国家構想交付金。前と言いますと、地方創生交付金でございますけれども、これを活用し事業を行う場合には、地域再生計画を内閣総理大臣へ申請をし、その認定を受けなければならないこととされておるところでございます。本村では、「多様なライフスタイルの実現による移住者誘致と持続可能な普代村の創出事業」を国の交付金を活用して、実施することを予定をしまして令和2年8月21日に、「普代村の地域資源を活かした経済システムの育成計画のバージョン2」ということで、第57回の認定会で3カ年の事業が、地域再生計画に認定をされたところであります。また、令和5年度から事業2年延長するといったようなことございましたので、第67回の認定会でも変更の認定をいただいたという状況にあります。 最後、7点目の「普代村まち・ひと・しごと創生推進会議」は、いつから運営されているものか。また、これまでの活動内容と推進会議で出された委員からの意見、提言をどのように受け、それを踏まえた取り組みはどのように展開しているのかというご質問についてでございますが、これもやはり繰り返しになりますが、「普代村まち・ひと・しごと創生推進会議」は平成27年5月11日に「普代村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定・推進を所掌事務に、その諮問機関として設置したところであります。村総合戦略策定時から毎年1回から4回の会議を開催し、村の人口ピ
--	---

		ジョン、村総合戦略の推進状況をはじめ、関係事業の外部評価など行っていただくとともに、昨年はコワーキングオフィスB B Fブルーベースフダイなどの取り組みについての現地視察も行っていただいたところであります。この会議は住民で組織している団体の代表者や、産学官金老各機関の代表者など 22 名の委員で組織してございまして、毎年各分野における大変貴重なアドバイスなどをいただいているところでもあります。内部におきましては、課長級が組織する「地方創生・人口減少対策本部」で、授かった意見等を共有した中で、いろいろな取り組みに反映をさせていただくというふうな形にしておるところでございます。少し長くなりましたが、以上、答弁とさせていただきます。
	議長 大上智議員	8 番大上智議員。 再質問をさせていただきます。1 番に関してでございます。先日の報道紙面によれば、本村は去年 5 月からの 1 年間で人口減少数は 86 名で、減少率 3.7%、加えて若年女性の 2050 年までの今後約 30 年間の人口減少率推定値は 78.6%。つまりこの 78.6%っていうのは、2020 年の国勢調査の時点の若年女性が政府の発表に寄れば 140 人あったものが、2050 年には 30 人に減ってしまうということです。若年女性の人口がですね。残念ながら国内の市町村中では 2 項目とも、最も高いとされております。減少率ですね。消滅可能自治体 26 市町村のうちのトップにランクインされてございますが、つまり、普代村が一番先に消滅の可能性があるかと捉えられます。平成 27 年度から現在まで 2 期にわたって、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、それぞれの期において基本目標 4 分野、地域への新しい人の流れを創る等を設定し、この 10 年間取り組んできたわけでございますが、これまでの施策の成果についての見解を伺います。
	議長 桎屋村長	桎屋村長。 これまでの取り組みについての件でございますけれども、村としましてはある程度村民の皆さまとかいろんな会議等設置しながら、懸命に取り組んできたところでございます。そういった中でやっぱり都市部、特に東京等々にも流出といったものが、どうしても減少しないといった中で、そういったことの取り組み部分を更に強めて行かなければならないなあというふうな思いで現在いるところでございます。もろもろの取り組み、地域の活性化の部分につながった部分はありますけれども、総じて人口減少の歯止めにはなっていないというふうなことでございます。なお、最も早く消滅とか、そういった証言いろいろされるわけでございますけれども、自治体の消滅というのはどういうものかといったようなことをよく私も勉強していきたいと思っておりますけれども。そういったものは、なかなかあり得ないといひますか、自分たちで手上げをして消滅したというふうなことはあろうという

	議長 大上智議員 議長 枳屋村長	ふうなことで思いますけれども、それはできるだけ村を活性化させて、人口の維持にも努め、先々には挽回するんだといったような思いの中で、一人でも普代村に住み続けたいというふうな人がありましたら、私どもはそのために頑張っていかなければならないなあといったような思いがあります。そういったことには、いろんな課題があるわけですが、いずれ、その思いをみんなで持って取り組んでいかなければなあというふうに思っております。 8 番大上智議員。 その消滅というのは、ちょっとあれだったかもしれないども。まずイコール他市町村との合併とか、なんとかつうのにはならないように、そのへんはよろしく願いしたいと思います。それから先ほども述べましたが、政府のまち・ひとの関係の検証報告。こないだ新聞にも載りましたが。この人口減少の一極集中とか検証、結局、この 10 年間を検証して、これは解消は出来てないと。それから、今後の方針対策について政府が示したものに関しても、これは方針自体を既存の政策の焼き直しの面が非常に多かったというような、新聞で述べられております。それから人口減少に関しては、よく出生率とか合計特殊出生率とか、そういうふうが話題になりますけれども、こんなものはやり方によってはどんどん上がる。結局、若い女性をどんどん外に出してやれば合計特殊出生率は、もちろん分母が減ることになるから、どんどん上がる。どんな地区においても、これは上げようと思ったら若い女の人をどんどん村外に出してやれば、出生率は上がるっていうことになります。結局、問題は出生率でなく、出生数。子どもが何人生まれるかっていうことに対しての政策が大事なんだよっていうことを何かこれは述べてるところでございます。地方自治の人口減少対策は、女性の定着率の人口政策に転換すべきだっていうのを、ある専門家が強調しているところでございますので、とにかく若い女性の村外流出をなるべく抑制するっていうのが人口減少の対策の鍵だっていうふうに述べられているのをまず参考になったところでございます。それから、別の質問でございますけれども、ただ今の普代村の地方創生人口減少対策本部会議、あるいは人口減少対策プロジェクトチーム、村のですねこれは。と、委託業者アースカラーとの移住定住推進策に対する改善策等の定期的なミーティングは、だいたいこれは行われてるものでしょうか、そのへん伺います 枳屋村長。 前段の部分のことですけれども、やっぱり 10 年前から取り組んだのでは、当然今ここで成果が出るというふうなことはないわけです。そして、実際に普代村でも、30 年、40 年前から、人口のこと、人口のこと、人口のことと言いながら取り組みもしてきているわけでございますけれども。いずれ、
--	--	--

		これはちょっと長い目での取り組みもしなければならぬというふうに思っておりますし、あと、少し 2030 年頃までにしっかりした取り組みをしなければ、上向いてくるチャンスを失ってしまうといったようなことも報道されておりますので、そういった危機感というか、そういったものもある中での取り組みをしていかなければというふうに思っておるところでございます。あと、若年女性のことは、そのとおりでございますし、お話しのとおり、あるいは報道のとおりというふうなことでございますので、その事を取り組んでまいりたいと思いますが、それと一緒にその今進めているこの住宅のこととか、それから所得のこと、働きやすいとか、そういった改革のこと等もとにかく何って言いますか、古い風習が残る村でもありますので、そういったのを若い女性の方々、若年女性の方々が住んでいたいと思ったり、戻ってきたいと思ったりするようなこの環境づくりといったものの方も一緒に進めていかなければならぬのかなあというふうに思っております。あとアースカラーさんとの打ち合わせについての最後の質問でございますけども。その部分は担当室長の方で一生懸命会議等が行われておりまして、1 カ月に 1 回くらいになりますか、私の所にもその報告が上がっております。いわゆる、このプロジェクトについているこの人は、今こういう状況で、これについて取り組んで、悩みはこうで、そして今後、どういうふうにしていったらいいかという相談を村とアースカラーさんで一緒にやったというふうな内容のものが上がってきますけれども。そういった中での取り組みでございますので、政策推進室の方で、答えさせていただきます。
	議長 中村政策 推進室長	中村政策推進室長。 アースカラーさんとの連携の部分のご質問でございますけども。こちらの方ですね、まず政策推進室とアースカラーさんの方では基本的に定期的に月 1 回のミーティングを行わせていただいております。その他でも、政策推進室にとどまらない、農林の分野であったり、そういった分野の協議、ご相談であれば、また別途担当課長さん含めた中でのミーティング等々も開催をさせていただいて、その進捗の状況であったり、その活動の今後の展開のお話しだったり、そういった内容をテーマにしながらミーティング進めさせていただいているところでございます。
	議長 大上智議員	8 番大上智議員。 次に、2 番目の質問に対しての再質問をさせていただきます。令和 2 年度に作製した青の国ふだいサービスデザイナー以外これまでに実現している仕事モデルは年数も浅く、また途中で都合により離村した方も数名おられ、人と仕事の定着、協力隊の方々以外の着業の循環までには至っておられない状況であるように見受けられます。また、令和 2 年度からこれまで 5

		年間で、予算決算合わせ約 4,600 万円費やして、仕事モデルは数多く構築されたものの、都市部人材のニーズに合致しないものか、移住者誘致と持続可能な普代村の創出事業は不振であるように思われますが、このことについての見解をお伺いします。
	議 長 桎屋村長	桎屋村長。 お答えをします。おいでいただく方にもいろんな思いがあったり、いろんなこれまでの経験をあれしていらっしやっていただくわけですけども、必ずしも本村の状況が思っていたのとマッチしなかったり、今度の取り組みになかなか思ったような状況で、最初に思ったよりは違ったといったようなことはあります。そして、それはあって当然と私は思っております。100%それでみんながみんなが成功して、思い通りにいくようなことは、どの市町村でもあまり、100%というのはほとんどないといったようなことでございます。不調というふうなことでご指摘を受けましたが、可能な限り頑張っておりますし、いずれ移住定住、あるいは人口減少の対応の部分、そして村の活性化の部分についても、重要な取り組みのひとつというふうに考えておりますので、議員さん方からもいろんな不調と言われたり、いろんな行錯するべきだといったようなご意見を伺いながら、いずれそのできるだけ多くの定住持続といったようなことを考えながら取り組ませていただきたいというふうに思います。
	議 長 大上智議員	8 番大上智議員。 この多様なワークスタイルの実現による移住者誘致と持続可能な普代村の創出事業の K P I、重要業績評価指標の設定は、例年、普代村の地域課題解決に資する仕事モデル数と仕事モデルに従事する移住者の数の 2 つだけですが、この 2 つの項目に対する内部評価だけで問題解決には不足のように考えるんですが、このへんどのように考えますか。2 つだけっていうのは。お願いします。
	議 長 桎屋村長	桎屋村長。 評価の事につきましては、国の仕組みそのものに従って国も出すものの評価で公表しているわけですけども。内部的には、そうでもないいろんな部分も含めての評価が、先ほど言ったような会議とかいろんなので行われた中で、最新はその部分といったような状況にもなっております。従って、まだまだ深堀の部分でいろんな対応等が必要な部分についても、いろいろ取り組んでいるところでもございますので、その部分についても評価について、室長の方から。
	議 長 中村政策推進室長	中村政策推進室長。 こちらの K P I のお話しでございますけども、まずこの K P I につきましても、定量的な部分での K P I の設定をさせていただきまして、やはり

休 憩 再 開	議 長 議 長 大上智議員 議 長 枳屋村長	今村長がおっしゃったように、あくまでも今仕事モデルとして構築をしております、そこに従事する地域おこし協力隊の隊員さん、活動する中でその仕事モデルというものを、本当の持続可能な仕事としていくようにその質の部分についてはですね、これからも継続的にそういった部分を深堀しながらですね、磨いていければいいのかなと私は考えておりました。以上です。 すみません。暫時休憩します。 (11 : 56) 休憩前に戻りまして、大上智議員の質問を許します。 (11 : 56) 大上智議員。 4つ目の質問、問題に対する質問をいたします。 先ほどもお聞きしましたが、テレワーク利用によるコワーキングオフィスB B Fの活用についてですが、現在、全国的に施設は閉鎖に追い込まれたり、利用が芳しくないように聞いておりますが、B B Fの実態はだいたい先ほどチラッと聞いたような気がするんですけども、だいたいはそれなりの改装とかなんとかしてきたわけですけども、その利用実態というかそのへんはいかがなものでしょうか。また、それと、つちのこ保育園の仕事モデル深堀伴走支援は、例えばどのような支援をしているものでしょうか。また、それに今までに累計でどの程度の金額を費やしているものか伺います。 枳屋村長。 まず、ブルーベースフダイの活用状況ですけども、そのとおりでございます。全国もそのとおり、普代村もそのとおりで。なんとかこう流れが続いて、少しでも普代で仕事をテレワークをしたりといったような事を望んだし、目標にもしてきましたけども、世の中が思った以上に東京に戻るのが、早く進んでいるなあというふうな思いでおります。そういった中で、先ほどお話ししたように東京の会社さんと契約を結んで、くろさき荘の一部屋について、多拠点での取り組みをする会社に契約してお貸しをしておると言ったようなことでございまして、ある程度申し込みがあって、進んでいるなあというふうに、今後期待をされるなあというふうに思っていますし、あと花巻市の親子で来る方々についても、6泊7日で来る中では、子どもたちはいわゆる外で体験とか、いろんなことをやるわけですけども、親は必ずしもそれと一緒にはいかないと、仕事をされる方はくろさき荘で仕事をしてくださいと。ホテルワークをしてくださいと。いうふうな設定でそういうふうな方向にもなっておるといったようなことでございまして、こういった使い方も今後期待できるなあというふうに思っております。これすぐ、今しゃべったことが、すぐ回復するというふうなことも、明確には言えませんが、そういった取り組みを続ける中で、是非そう
--------------------	--	---

		いったことが活用が多くされてくればいいですし、その事で、くろさき荘自体の知名度とか、いろんなあれも上がっていったくれば、複合的な効果も出てくるなあというふうな思いでおりまして。いずれ、低調でありますけども、なんとか盛り上げるようにしていきたいと、それから複合的な効果も上げていくように取り組みたいというふうなことで思っております。
議 長	大上智議員	8 番さん。 もうひとつ、そのつちのこの関係。 （「つちのこ、はい。つちのこについては室長」と、枉屋村長）
議 長	中村政策推進室長	中村政策推進室長。 つちのこ保育園の伴走支援の部分ということでございますけども、一応つちのこ保育園にも限らずですね、まずこの深堀伴走支援でございますけども、個々の隊員さんのまず毎月の活動の目標であったり、計画を立てていただいたり、その翌月にはその活動がどうだったか、またその活動の困りごととかですね、そういった部分をサポートしていただくっていうのが、この深堀の伴走支援の中で行っております。そのお仕事の面だけでもなくて、やっぱり移住されてきた方なので、生活の面で困りごととかも、 （「議長すみません、今聞いたのは、つちのこ保育園に限定して聞いたつもりだったんですけども。どのようなその伴走支援、具体的に」と、大上智議員） 去年だと、つちのこ保育園さん、3 名の隊員さんいらっしゃって、まず毎月のその活動の目標であったり、その活動の成果であったり、そういったお話しをですね、毎月毎月行っていて。本当のお仕事の困りごととかあればですね、そういったものも村の方にフィードバックをさせていただいて、あとはその個々の隊員さんとの面談等々も行いながら、その伴走支援を行っていただいているという状況でございます。隊員さん 1 人についてその費用の面ですけども、だいたい年間で 39 万 7 千円、40 万程度をお支払して、委託をお願いしているというような状況でございます。
議 長	大上智議員	8 番大上智議員。 よく分かんなかったんですけども。じゃ次に 5 番目の質問に関して、この普代村仕事図鑑っていうのは、実際作成しているのでしょうか、進捗状況というかお願いします。
議 長	中村政策推進室長	中村政策推進室長。 ちなみに、仕事図鑑の方に関しましてはですね、これはこの交付金事業はなくて、アースカラーさんの方で独自でですね、こちらの図鑑の方は作成をしているというような状況でございます。
議 長		8 番大上智議員。

	大上智議員 議長 中村政策推進室長 議長 大上智議員 議長 中村政策推進室長 議長 大上智議員 議長 中村政策推進室長	じゃあ、作成はしてるわけですね。いつかはそれが発表になるというか、図鑑が出来上がるということで、よろしいわけですね。 中村政策推進室長。 令和5年度ですね、第1版ということで作成をいただいたものを私いただいておりますので、後ほどそのへんも情報提供は、させていただければと思います。 8番大上智議員。 次に、6番目の質問に関しての再質問をいたします。 地域再生計画の中で、村単独での持続可能な創出事業の限界を感じることに、近隣市町村との連携体制の必要性を説いていますが、それについての進捗状況はいかがですか。 中村政策推進室長。 その近隣町村との連携の部分だと思いますけど、ある意味計画書の方にも、例えば岩泉町、田野畑村、野田村等との連携という部分も計画の方には記載をさせていただいて、そのへんもですね、留村プログラムの体験のメニューの提供の時であったりですね、そういったご協力も他市町村の民間事業者の方とかですね、そういった部分からはご協力もいただいております。あとは先ほどお話しがありました、コワーキングスペースの関係でも、野田村さんもコワーキングスペース有しております、あとは洋野町さんもございます、そのへんの活用の今後の展開とかのお話し等についても、アースカラーさん含めて、お話し合い等も進めているというような状況でございます。 8番大上智議員。 7番目に関して質問いたします。 来年度の事業消化シートの4番にある、外部評価の委員からの意見、これはチェック2ということですね。あと、5番目の取り組みの改善アクションが無記述であるのはこれはどういうわけですかね。 中村政策推進室長。 「まち・ひと・しごと創生推進会議」で、お示ししてる評価シート、検証シートの件だと思いますけども、ちょっとその取り組みの改善アクションの部分につきましては、まずいただいた意見を基に、どういった改善をして行くかということをこちらの方に記載をして、公表していかなければならないということになっているんですけども、先ほど村長さんからもお話しがありました、中長期の課題であればレビュー、それから、短期的な課題改善であれば毎年の予算編成で行っていくということで、この移住者誘致の事業については、今計画どおりのことで進めていくという部分なので、特に取り組みの改善という部分には記載をしていないというのが現状
--	--	---

	議長 大上智議員	でございます。 8 番大上智議員。 我々が委員会の分で拝見できるのは、HP を見ているわけですが、その部分にせっきくの会議の中において、その外部委員からのその評価について、そのへんの記載がないと。内部的な分のあれは数件記述をされてるんですけども。外部評価の分の委員さんからの検査の意見とか取り組みの改善とか、そのへんの意見は記載されてなかったものですから、今後もしできるんだったら、我々が見れる会議録の中でもそれを記述してもらいたいと思います。それからデジタル田園都市国家構想交付金、旧地方創生推進交付金ですが、実施計画書の外部評価についての効果検証及び事業見直しの方法の中に、本交付金事業のKPI実績値による効果検証はもとより、実質的な普代村へもたらす効果価値について検討するとありますが、これ検討が行われて現在に至ってるわけですか、そのへんをお聞きしたいと思います。
	議長 中村政策推進室長	中村政策推進室長。 推進会議であれ、村の人口減少対策本部であれ、それぞれの内部検証、外部検証を行っていただいた中で、その日々改善であったり、そういったものは行っているところでございます。
	議長 大上智議員	大上智議員。 「まち・ひと・しごと創生推進会議」を先ほど言いましたけども、議事録を拝見しますと、委員の方々の仕事モデルに対する評価はあまり高くないように感じました。そのへんの見解を伺います。それから、あと委員の発言の中に依然として止まらない極度の人口減少に対する当事業効果についての疑問に事務局は、一昨年の人口減少をマイナス 66 人に抑制できたのは、これの効果だと。もしかしたらマイナス 100 人だったかもしれないと答弁しておりますが、それほどの効果をどこに見いだすのか伺います。
	議長 中村政策推進室長	中村政策推進室長。 私が、多分その推進会議の中で発言した内容だったと思いますけども。やっぱり、この総合戦略の事業全般もそうですし、この移住者誘致の事業につきましても、やっぱりこう取り組むことによっての人口の流入とかです、そういった部分も出てきておりますので、まずそういった部分で総合戦略とかも策定をさせていただいておりましたし、まずその総合戦略の事業を展開していくことによって、まず人口減少の少しの抑制等々、それが反映をされているのではないかなあと個人では考えております。
	議長 大上智議員	8 番大上智議員。 時間ももうないので、最後にこれまでの質問の総括として質問をいたします。私はこれは一概には言えないと思いますが、あまり政府の移住促進

	議 長 枉屋村長 議 長 大上智議員	戦略に偏らず、これに並行して現状からの離脱のために、村の内面の環境整備事業に力を入れるべきであると考えます。現在施行している事業からの直ぐすぐの転換は無理だと思いますが、村民の幸福度、子育ての喜びを追求する施策にもっと力を入れるため、まず大切なことは村民との対話、アンケートによる村民がずっと普代村に住み続けたいと思えるような環境整備事業。あるいは面白いと思える活動等々、元々普代村にあった農業、漁業、一次産業資源のブラッシュアップに加えて、新たな海業の展開等にも目を向けた環境整備事業にもっと力を入れ、仕事支援によるまちづくり支援を講じ、生活が安定充実感を高めることによる村の持続を図り、ひいては県、振興局の特命課長とも連携を取りながら、成婚、出生数の上昇による人口の自然増を図るべきだと思いますが、このことについての見解を最後に伺います。 枉屋村長。 はい、ありがたいご意見をいただいたというふうに思います。移住政策も進めながら、物心両面での村民の人口減少への対策になる部分の取り組み。お話し環境というふうなことでの総括でのお話しいただきましたけども、そういったことで取り組んでまいります。あることがすぐ成功したから、あることがこうだとかそういうもので、一概には言えませんので、皆さまからも今日のような意見をいろいろ聞いた中で、取り組んでいきたいと思えます。その意見には、各立場、各年代、いろんなご意見があるというふうに承知をしますので、そういった部分の一つとして、議員さんのご意見も伺いをした中で、今後取り組んでまいりたいというふうに思っております。もとより、第一次産業の部分は当然お話しのようにしたいわけで、そういったことでのいろんなご指導、特に村が今後も、その経済的にも発展をしていくためには、どうしても漁業なり、あるいは農業なりといった部分の飛躍というか、持続といったことが必要なわけがございますので、そういった面を含めてのお話しというふうに理解をさせていただいて、今後取り組ませていただきます。 8 番大上智議員。 先ほども述べたように、政府のこの 10 年の検証結果が大した効果がなかったと。まずそれに対する今後の施策に対しても、今まで練ってきたものの焼き直しっていうか、そういうふうな評価を得てみたいですし、そしてまたなんか岸田総理に至っては、なかなかこの地方創生っていうか、あんまり乗りきでないっていうか、違う方の経済、外国の方のあれが一生懸命でございますけども、なんかあんまり積極性が見られないというような意見もございますので、是非また練り直したあれが村の方にも届くと思えますので、そのへん村長一生懸命見ながら、このあれを駄目になんないよう
--	--	--

休 憩 再 開	議 長	に、よろしく願いして終わりたいと思います。ありがとうございました。 以上で、8 番大上智議員の一般質問を終わります。 これで、お昼休憩にしたいと思いますが、午後の再開は 1 時 15 分より再開したいと思います。(12:18)
	議 長 齊藤議員	休憩前に戻り、会議を再開いたします。(13:15) 次に、4 番齊藤正明議員の一般質問を許します。 4 番齊藤正明議員。 4 番齊藤正明です。 通告に基づきまして、一般質問をいたします。 今回 2 項目とも提案型の質問になると思いますので、どうかよろしくお願いいたします。最初に 1 項目目をお願いいたします。 家族介護慰労金支給事業について。 本村の高齢化の状況を見ますと、令和 5 年 9 月末現在の高齢化率は 45.1%と、全国平均 29.1%や岩手県平均 35.2%を大幅に上回っています。65 歳以上の高齢者がいる世帯は増加傾向にあり、総世帯に占める高齢者世帯の割合は 41.1%となっています。また、後期高齢者の増加に伴い、要介護認定者数は今後増加することが見込まれています。これらの結果から、高齢化の進行に伴い、家庭内の介護をめぐる状況が年々厳しくなっていることがうかがえます。要介護高齢者の増加することにもなり、家族の心身の負担は大きくなることが予想されますので、家族への配慮や支援の拡充が望まれます。このため、家族介護者の実態を把握したうえで、様々な状況に応じてきめ細かな対策を検討していくべきだと思います。医療、介護、介護予防、生活支援等の地域包括ケアシステムの構築を進めることはもちろん大切ですが、家庭で介護をする家族等を支援することも大切だと考えます。在宅要介護者を介護している家族に対して、家族介護慰労金を支給することにより、家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続と向上につながると思います。このようなことから、少しでもご家族のご労苦を支える家族介護慰労金支給事業制度を是非とも設けるべきと考えますが、村長の見解をお伺いいたします。 議 長 桎屋村長

		野田村さんもそうでございますが、県内では、要介護者が、要介護 4 または 5 で、すべての継続的な介護保険サービスを利用していないこと、世帯での住民税が非課税であることなどが対象要件となり、年額で 10 万円の慰労金の支給がされているというのがほとんどの市町村の制度ということになってございます。そしてですね、久慈管内の洋野町さんと野田村の近年の実績でございますが、支給対象者がなかったというふうなことであります。仮に野田村さんと洋野町さんと同じような制度で本村がこれを運用していた場合について、調査させていただきましたら、要介護 4 と 5 の方で、サービス利用のない方は村内に 4 名のみでございます。うち、3 名が在宅ではなく入院中でありまして、残りの 1 名の方は非課税世帯ではないことから、本村においても慰労金支給制度があったとしても対象者がいないというふうな状況でございます。それはそれとして、ただ本村でもお話しがあったように、厳しい超高齢化社会が続いていくわけですので、要介護者が介護サービスの利用を受け入れないケースがあったり、費用負担が過大となってしまうケースもあったりすると思われましますので、そういった場合に要介護者はもとより、その家族介護者もしっかりと支えていこうとすることの仕組みを作っておくことは、あつてしかるべきというふうに思うところであります。先々にも対象者は出てくる、そして必要性も生じてくるというふうに考えております。よって、当面对象者はないかもしれませんが、県内の実施市町村の詳細な制度の内容などについて情報収集を進めながら、本村に適した内容についての検討も行いつつ議会さんとも協議をし、新年度、令和 7 年度に制度の施行できるように取り組んでまいりたいというふうに思っておりますことを申し上げまして、答弁とさせていただきます。
	議長 齊藤議員	4 番齊藤正明議員。 ありがとうございます。質問は提案型ということで、この要件の中でも、支援 1、2、それから介護 1 から 5 とあるわけですが、県内それぞれいろいろ条件が違うと思うんですけども。例えば、普代でやる場合は、例えば税金滞納でなく、やはり、介護保険滞納していない方というふうに、こういったのも幅広くですね、拡充していただきたいなあと思います。あと、介護の中でも普代の場合は実態調査をしてみないと分からないんですけども、老老介護とかW介護というか、そういった調査をしてもらって。多分支援センターの方でもそれぞれ聞き取りというか、判定等で実施はしてると思うんですけども。そこらへんやはり県内の状況はさておき、やはり普代村版のですね、そういった制度設計といいますか、支給事業、単独で出来ないものか、そこらへんちょっとお伺いします。
	議長	桎屋村長。

	議長 齊藤議員	まず、久慈広域連合の火災予防条例により、住宅の所有者などに義務付けられております、住宅用火災警報器の設置状況でございますが、本年の春季の火災予防運動中の一般家庭査察による無作為抽出での調査結果では、本村の設置率は100%となっております。設置の義務化以降15年間余りの消防防災関係者の皆さまや村民の方々のご理解とご協力、ご尽力の賜物でありまして、深く感謝をさせていただいております。 さて、ご質問の住宅用火災警報器の電池切れや、故障などによる不作動等への対策であります、毎年春と秋の火災予防運動期間中の普代分署員の一般家庭予防査察において、作動試験の実施のこと、それから故障している場合の交換のことについて要請などを行っているところであります。 議員お話しのとおり、義務化から15年が経過しており、既設の警報器の中には作動しない状況のものも増えている懸念もされますので、予防査察での指導の徹底はもとより、関係機関と連携し、住宅用防災機器の適切な維持管理について、改めてチラシの配布などでの要請にも努めてまいりたいというふうに考えております。 次に、住宅用火災警報器の点検交換の状況等について、シールなどで外部から確認できるようにならないかのご質問でございますが、ご指導の趣旨などは十分にも理解するものであります、一方で訪問販売業者等なども確認できるといったこととなりますから、悪用をされまして、押し売り等の問題が発生をすることも懸念されるところであります。現時点では、年2回の一般家庭予防査察などで対面による聞き取り及び指導等が最も有効、効果的な方策というふうに考えさせていただいております。 次に、火災警報器に対する補助制度についてであります、冒頭申し上げましたとおり、本村における設置率が無作為抽出方法ではございますけれども、100%であり、その設置への理解が相当にも進んでいることを踏まえまして、また、全国的にも住宅火災警報器が一般家庭に広く普及し、よってその価格も安価な製品ですと3,000円程で検定品を購入できる状況にもありますことから、新たな補助制度を設けるまでの状況には、今現在はないというふうに考えております。そして、今後も高齢化が進み、逃げ遅れなどが出てしまう懸念も増えておりますので、一般家庭予防査察等を通じ、情報収集にも努めてまいりながら、村民の皆さまとの気密な連携を図りつつ、火災予防、そして村民の皆さまの安全安心の確保に、引き続き努めてまいりますことを申し上げまして、答弁とさせていただきます。 4番齊藤正明議員。 ありがとうございました。住宅用火災警報器、重要性、必要性ということで、普代村の場合は普及率が100%ということで聞いてみますと、久慈管内も99.0%ですか、といったかなり高い設置率を維持しているわけです。
--	--------------------	--

	議長 榎屋村長	けども。今後もそれについても、継続して、さらなる向上に取り組んでいただければと思います。ただ、聞いてみますと、10年、20年、平成27年ですと、9年、8年。大体電池交換が10年ということなようですので、9年10年目の方々が結構高齢者の世帯にはいるんでないかなあということで、そこらへんも含めて補助制度、例えば65歳以上の世帯とか、後期高齢者75歳以上の世帯とかそういったのを検討していただいて、制度の方設けていただきたいなあと思います。あとシールは確かに玄関等に貼っておけば、その販売員がどうがきて、分かると思いますので。できれば、本体そのものに分かるように付けておけば、次は、そろそろ電池交換時期だなあというのが分かるんでないかなあということも併せて、シール等は外じゃなく中の方に分かるように設置した方がいいのではないかなあということで、お伺いいたします。 榎屋村長。 お答えをいたします。まず、1点目の設置率の関係については、そのとおり今後も新しい家等もいろいろ建ってると思いますので、その設置率の100%の維持に努めてまいりたいというふうに思っております。 それから、課題でありますその、高齢者の方々の、要するに踏み台とかをあれして電池の検査等々なかなかしにくい方々もあるというふうに思いますけども。是非、誰か友人とかにやってもらうようお願いをし合ったりしていただければというふうに思いますし。ルールの的には、分署職員に頼めばやってくださる仕組み、制度的にはなっておりますので、どうしてもといった場合は、そういうこともしていただいて結構だというふうに私は承知しておりますので。参考までにお話ししますけども、そういった方がいて、もしもの場合はそういったお話しもしていただいてよろしいかというふうに思いますので、逆にこちらからもお願いをさせていただきます。 それから、シールの件でございますけれども、本体にといったようなこともあろうというふうに思いますけども、まずは査察年2回ありますので、その中でしっかりと確認をして、あらぬその押し売りとか、電池を交換するよりは取り換えた方がいいとか、そういった悪用もされたりもすることも懸念をされますので、やっぱり分署員の査察の時に一番直に対面で聞いたり、指導を受けた方が良からうかなというふうに今は思っておりますので。なお、少し分署とも、あるいはうちの担当課とも相談もさせていただきたいというふうに思っております。 議長 齊藤議員 4番齊藤正明議員。 ありがとうございます。また提案になりますけども、できればその高齢者世帯については、交換とか電池交換とかそういったのは、シルバー人
--	--------------------	---

令和5年度 普代村一般 会計予算繰 越明許費繰 越計算書に ついて	議 長 榎屋村長	材センターとかそういったのにもお願いするとか。確かに分署さんをお願いすればあれはいいと思いますが、そういったシルバーさんにも相談して、窓口的に設けてもいいのかなあというふうに思いますが、そこらへんちょっとお伺いします。 榎屋村長。 具体のお願いの仕方等もあると思いますけども、まず担当課の方で検討いただくというふうなことが懸命かなあと思いますので、その部分についての考え方について、現担当課長より少し考え方をお話ししていただきます。
	議 長 高井総務課長	高井総務課長。 高齢者世帯の設置についての考え方ということで、家の人が付けるっていう条例があるので、それに違反するかどうかというところも含めてですね、ちょっと外部の第三者に依頼をしてやれるのかどうかというところも含めてですね、ちょっとそこは勉強させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。
	議 長 齊藤議員	4 番齊藤正明議員。 ありがとうございました。できるだけ高齢者世帯については、普代村がもう 100%ですので、岩手県でも一番高いその設定率っていうか、そういったこれを維持するためにも、是非とも高齢者世帯を検討していただき、提案させていただいて質問を終わります。
	議 長	以上で、4 番齊藤正明議員の一般質問を終わります。 以上で、一般質問を終わります。
	高井総務課長	日程第6報告第1号「令和5年度普代村一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」を、議題といたします。 当局の説明を求めます。 高井総務課長。 それでは、報告第1号「令和5年度普代村一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」。 (以下、高井総務課長報告、記載省略)
	議 長	説明が終わりました。 ご質問はありますか。 (なし)
	議 長	なければ、以上で報告を終わります。 日程第7議案第4号「普代村村税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」を、議題といたします。 当局の説明を求めます。 深渡税務出納課長。
普代村村税 条例の一部 を改正する 条例の専決		

処分に関し承認を求めることについて	深渡税務出納課長 議 長 大上浩史議員 議 長 深渡税務出納課長 議 長 大上浩史議 議 長 深渡税務出納課長 議 長 大上浩史議員	それでは、議案第 4 号「普代村村税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」。 (以下、深渡税務出納課長説明、記載省略) 提案理由の説明が終わりました。 これより、質疑を許します。 3 番大上浩史議員。 3 番大上です。この住民税の改正の計算方法でございますが、よくテレビで見るといって、会社の場合は事務的な計算が非常に難しいというような経緯もあるわけなんです、これが自営業といいますか、農林漁業の従事者といいますか、会社員でない計算は多分役場の税務課がやると思うんですが、そういったものなのか、そこらへんをまずお伺いします。 深渡税務出納課長。 今のお話しでございますけれども、税務課の方で計算はします。例えば 5 人家族でいいますと、本人が 1 人、奥さん、例えば祖母、小学校 2 人というようなことになると、1 万円プラス 4 人ということなので 5 万円を減税という形を取っております。 大上浩史議員。 私は、計算方法について当然自治体やるという前提で聞いてるわけですが、それがそのとおりなのか。それをやる事によって、じゃあその事務内容が非常に混雑するか、忙しくなるというか、間違いがあるということなのか、そこらへんを若干詳しく説明願えませんか。 税務出納課長。 計算の方は税務課の方で計算します。まず前年度の確定申告によりまして、そこらへんはシステムの方にやり込んで、そこの中からちょっと計算されまして、控除の方の対象者を絞っていくと。そこらへんの関係も以前いろいろシステムに取り込んでというようなことで、いろいろ課税ミス等もありましたが、そこらへんもできるだけ手書き入力をしながらですね、そこらへんを調べながらやっていきたいと考えております。 3 番大上浩史議員。 それで私の一番懸念しているのは、社員というか中小企業というか、そういった面で非常に事務的に難しいというニュースがあるわけなんです。そこらへんが自治体の場合で、機械さいれるとか何とかいうことで、今課長の説明であればそんなに難しい要件ではないよというように感じに受け取るわけですが、そこらへんが難しくないのか。それからもうひとつの 1 点は、そういうそのシステムさ入れる基のあれが、今までの例であるといふと、たまたま間違いが起きてるんだという前提に立って、確かにその手書きの分もあろうかとは思いますが、そういった意味で再度そんな間
--------------------------	---	---

議長 深渡税務 出納課長		違いが絶対あり得るはずがありませんよということなのか、そこらへんを確認したいです。 深渡税務出納課長。 まずこの定額減税の方も6月から今年、はじまった減税ということになりますので、初めてなので内部でもそこらへんは十分気を付けて誤りのないように、また村県民税等々のような過ちを起こさないようにやっていきたいなあと考えておりました。 (「終わります」と、大上浩史議員)
議長 齊藤議員		4番齊藤正明議員。 21頁、特別土地保有税。これは平成15年度以降この税については廃止。停止、制度自体は残っているかどうか。それで保有分、取得分、課税の状況はどのようになっているか、参考までにお聞きします。
議長 深渡税務 出納課長		深渡税務出納課長。 今のご質問でございますけれども、今の所はもうないという形になっております。
議長 齊藤議員		4番齊藤正明議員。 そうすると、制度自体は残ってるわけですか。あと面積が5,000㎡以上ということで、取得分、保有分、課税しないで停止されているのか。課税停止のその土地等はどのようになっているのか、お伺いします。
議長 深渡税務 出納課長		税務出納課長。 そこらへんのちょっと資料手持ちにございませんので、後日確認をして報告したいと思います。大変申し訳ございません。 (「はい、分かりました」と、齊藤議員)
議長		よろしいですね。はい。 そのほか、ございませんか。 1番金子泰男議員。
金子議員		金子でございます。ちょっと勉強不足で分からない部分がありますから、確認の意味でもお聞かせをいただきたいなあと思います。職権による減免を可能とする規定の追加という部分で、お聞かせをいただきたいなあと思います。個人住民税、固定資産税等の減免について、減免事項に該当することが明らかであり、かつ減免する必要があると村長が認める場合とあるわけですが、具体的に減免する必要があると村長が認める場合とは、どのようなその具体的にもものがあるのかお聞かせをいただきたいなあと思います。非常にここの部分が勉強不足で申し訳ありませんけども、お聞かせをお願いします。
議長 深渡税務		深渡税務出納課長。 すみません、ちょっとその部分についてもちよと勉強不足ですので、ち

休 憩 再 開	出納課長 議 長 金子議員	よつと確認をして報告したいと思います。 1 番金子議員。 ここが私が勉強不足づうのは話しも分かるども、減免する必要があると 村長が認める場合といったような部分であるわけですが、ここの部分は、 はっきり具体的にこうなんだというものがなければならぬわけですが、 どうなんでしょう。この条改正条文の 52 条、69 条、125 条を見たんです が、なかなか具体的には分からないといったような部分で今聞いておりま す。
	議 長	暫時休憩します。(14 : 01)
	議 長	休憩前に戻りまして、会議を再開します。(14 : 03)
	深渡税務 出納課長	深渡税務出納課長。 村民税の減税ということで、生活保護法の規定による保護を受けるも の、また当該年度において所得が著しく困難となったもの、ほかに学生及 び生徒、公益社団法人及び公益財団法人、そのほか地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の認可を受けた地縁による団体。特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項に規定する法人、7 天災その他特別の事情がある場合。というような 形で、村長がいずれかに該当するもののうち、村長において必要があると 認められるものに対し、村民税を減免するということになります。
		あと、固定資産税の減免についても、貧困に陥り生活のため、公私の扶 助を受ける者の所有する固定資産、公益のために直接占用する固定資産、 災害等により減失し、または著しく価値を減じた固定資産。というような ことでこちらも村長において必要があると認めるものについては、その所 有者に対し課する固定資産税を減免するという規定になっております。
	議 長 金子議員	金子泰男議員。 ややわかりました。なかなかこの条文を読んでも分からなかったもんで すけから、出来ればそういうその誰が見ても分かるようなその書き物が一 部あれば、あとでもし良かったら資料をいただきたいなと思います。終わ ります。
	議 長	そのほか、ございませんか。 (なし)
	議 長	なければ、質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第 4 号「普代村村税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承 認を求めることについて」は、原案のとおり決することに、ご異議ござい ませんか。 (異議なし)
	議 長	ご異議なしと認めます。

特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例及び普代村過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて	深渡税務出納課長 議 長 議 長	よって、本案は、原案のとおり承認されました。 日程第8議案第5号「特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例及び普代村過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」を、議題といたします。 当局の説明を求めます。 深渡税務出納課長。 それでは、議案第5号「特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例及び普代村過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」。 (以下、深渡税務出納課長説明、記載省略) 提案理由の説明が終わりました。 これより、質疑を許します。 ございませんか。 (なし) なければ、質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第5号「特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例及び普代村過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。
特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	太田副村長 議 長 大上智議員	日程第9議案第6号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を、議題といたします。 当局の説明を求めます。 太田副村長。 それでは、上程されました、議案第6号につきまして、ご説明いたします。 (以下、太田副村長説明、記載省略) 提案理由の説明が終わりました。 これより質疑を許します。 8番大上智議員。 ただいまの議案第6号の件について、質問いたします。この改正条例にあります、村長、副村長の減額割合はどのような根拠に基づくものか伺い

	議 長 太田副村 長	ます。 太田副村長。 まずは今回の状況について、お話しをさせていただきますが、今回の事案につきましては、関係した職員、課長について、現在、懲戒審査委員会を開催し、その処分について検討をしているところでございます。結論はまだ出ておりませんが、減給による懲戒処分もあるものと思っております。当然、故意による非行為ではございませんが、不適切な事務処理により担当した職員、部下職員の監督者である課長は処分を受ける結果となるものでございます。村の税務行政に対する村民の皆さまの信頼を大きく損なう行為であり、担当職員、担当課長だけでなく、村の行政のトップであります村長、また、村長を補佐し村の事務を監督する立場にある副村長についても、その監督責任を明らかにするため、自ら処分を課すものであり、今回の特別職の給与条例の改正案の提案となるものでございます。なお減額の率等でございますが、過去の例なり、他の市町村の例等を参考に村長と協議をして減額にしたと。村長についても、10%を2カ月でもというふうなこともあったわけですが、協議の中でこういうことを言えばあれですけど、結果として同じことになるというふうな考え方が、ちょっと簡単な考え方もございましたが。そういうことで20%の1カ月としたもので、これにつきましては責任の度合いといえますか、そういうふうなものを勘案しての減額の率としているものでございます。 議 長 議 長 金子議員 よろしいですか。 （「はい」と、大上智議員） そのほか、ございませんか。 1 番金子議員。 1 番金子でございます。今回のこの議案第6号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例と。このことは村県民税課税誤り。そしてこれに係る後期高齢者、介護保険料等にも影響が出たといったようなことでの今回の条例の改正というようなことであると思います。私はこの村長、副村長の給料の減額に関しまして、これは一定の責任の取り方だとは思いますが。しかしながら、村長、副村長が給料を減額をして、本当に大きな責任を感じながらも責任をこういった形でとっているんだといったようなこと。本当にこの我々から見ても、本当に大変な事態であったなあというように思います。当の担当課としては、この重みをどれくらいの責任を感じているんだろうかというような、大きな私はいらない心配をするわけでございます。こういった村民に本当に不信を与えた。村民の皆さんの今後の信頼回復を得るためには、本当に努力をして行かなければならないんだとそうように思います。こういった誤りを二度と起こさないためにも
--	---------------------------	---

休 憩 再 開	議 長 深渡税務 出納課長	本当に税務課だけではなく、各担当課長さん、こういった緊張感をもって、この職員に対応をしていただきたい、このように思います。そういったその観点で私は今質問をさせていただいておりますが、そういった意気というものは、どの様にその課として感じているのかお聞かせをいただきたいと思います。 税務出納課長。 まずこのような、確かに特別職の給与の方までいろいろ村長さん、副村長さん、またそれ以前に村民、大変ご迷惑をおかけしたこと。本当に課の方でもいろいろその後にも話し合い等もしまして、まず本当に課税誤りが発生したこと、本当に弁解の余地もなく今後このような誤りが二度と発生することのないように税務課職員のみならず、全職員で問題を共有し、適正な事務処理に取り組んでいかなければならないなど。本当にまず村民はじめ本当にあってはならない課税誤り。そして、以前にもあったということもありまして、本当にこう何ていうのかなあ、今後まずいろいろ入力方法等もひとつづつ確認をしながら、また二度と起こらないように、それぞれ課の職員等とも常に話し合いをしながら、また勉強もしながら今後の確定申告等に当たっていききたいなあと思っております。まず本当にいろいろ税の方でもいろいろこれまでもありましたので、そこらへん今後、私もはじめ、みんなと話し合いをしていきながら、本当に間違いないようにやっていきたいなと考えておりました。
		議 長 金子議員 1 番金子泰男議員。 私、厳しいようではあるわけですが、やっぱり本会議でこういったその村長、副村長が本当に謝っていると、給料も減額しているんだといったようなそのことが、本当に課の職員達の実感をしているのかなあというような思いがいたします。しっかりとこのことを受けて、課として今後の仕事の対応に当たっていただきたいと思います。やっぱり何かあればこの庁舎のトップが謝らなければならない。ここに迷惑を掛けないんだというようなその意気をもって頑張ってください。以上です。
		議 長 そのほか、ございませんか。
		8 番大上智議員。 議長、質疑の方もないようなので、ここで修正動議を提出したいと思えます。よろしくお願いします。
		議 長 暫時休憩します。(14 : 23) 議 長 休憩前に戻り、会議を再開いたします。(14 : 24) 本案に対して、8 番大上智議員からお手元に配布いたしました修正の動議が提出されております。これを本案と併せて議題とし提出書の説明を求めます。

休 憩 再 開	大上智議員	8 番大上智議員。 それでは、提出いたしました議案第 6 号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案について」、その内容を説明いたします。 議案第 6 号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案の一部を次のように修正するものでございます。 附則 55 項中、「村長は 5 分の 1」を「村長は 10 分の 1」に改めるものでございます。提案理由でございますが、この改正案は今回発覚した不適切な税務等の事務処理についての、村長、副村長が、任命責任及び管理監督者としてのけじめとしての減額だと思われそうですが、本村における村長の給与報酬月額は県下においても最下位クラスであり、条例案にある村長 5 分の 1 の減額は適当な減額割合とは思いません。前述の理由により、減額は事故としてのけじめと、役場職務全般における部下職員に対しての一層の厳格な職務励行を求めるものであることは理解できますが、この改正案は責任バランス、報酬バランスを崩すものであることから、村長の給与の減額率を「5 分の 1」から「10 分の 1」に修正しようとするものでございます。以上で、議案第 6 号「特別職の職員給与に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案について」の、説明を終わります。
	議 長	提案理由の説明が終わりました。 これより質疑を許します。 ございませんか。 (なし)
	議 長	なければ質疑を終結いたします。 これより、議案第 6 号の修正案について、採決を行います。 この採決は、起立により行います。 それでは、議案第 6 号の修正案に賛成する議員の起立を求めます。 (起立少数)
	議 長	起立少数と認めます。 従いまして、議案第 6 号の修正案は否決されました。
	議 長	暫時休憩いたします。(14 : 24) 休憩前に戻り、会議を再開いたします。(14 : 26) 次に、原案について採決いたします。 この採決は、起立により行います。 それでは、原案に賛成する議員の起立を求めます。 (起立多数)
	議 長	起立多数です。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩再開 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	議長	40 分まで休憩といたします。(14:29) 休憩前に戻り、会議を再開いたします。(14:40) 日程第 10 議案第 7 号「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を、議題といたします。 当局の説明を求めます。 松葉子育て世代包括支援センター長。 それでは、ただ今上程されました、議案第 7 号につきましてその内容をご説明いたします。 (以下、松葉子育て世代包括支援センター長説明、記載省略) 提案理由の説明が終わりました。 これより、質疑を許します。 (なし) なければ質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第 7 号「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。 (異議なし)
	松葉子育て世代包括支援センター長	
	議長	
令和 5 年度普代村一般会計補正予算(第 10 号)の専決処分に関し承認を求めることについて	議長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。 日程第 11 議案第 1 号「令和 5 年度普代村一般会計補正予算(第 10 号)の専決処分に関し承認を求めることについて」を、議題といたします。 当局の説明を求めます。 高井総務課長。 それでは、上程されました、議案第 1 号について、説明いたします。 (以下、高井総務課長説明、記載省略) 提案理由の説明が終わりました。 これより、質疑を許します。 ございませんか。 8 番大上智議員。 件数が多いので、ゆっくりやっていきたいと思います。 まず第 1 に、15 頁の 2 款総務費 1 項 5 目 14 節の工事請負費、旧芦渡へき地保育所解体工事費のマイナス 169 万 5 千円のところでございますけれども、この解体の後の、跡地の利用は考えているのか。 それから、同じく 15 頁の 2 款総務費 1 項 6 目 10 節の事業費の所とところでございますけれども、三陸鉄道管理需要費の皆減 8 万円とありますけれども、
	高井総務課長	
	議長	
	大上智議員	

	管理需要費とはこれはどういうものか説明をお願いします。 それから、同じく 15 頁 2 款総務費 1 項 7 目の 18 節補助金、交通安全母の会補助金が皆減 4 万円になってますけども、皆減の理由を説明願います。 それから、17 頁 3 款民生費 1 項 1 目 7 節の報償費の手話通訳者報償費のこれも皆減の 3 万 4 千円になってますけども、この皆減の理由をお願いします。 同じく 17 頁の 3 款民生費 1 項 1 目 18 節補助金の高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり事業補助金、40 万円の皆減になってますけども、皆減理由をお願いします。 それから 19 頁の 4 款衛生費 1 項 1 目保健衛生総務費の 18 節の補助金のところでございますけども、不妊検査支援事業補助金 10 万円の皆減になってますけども、これは不妊相談者がいなかったということなんでしょうか、なかなかこの人口問題がありますので、このへんの説明をお願いいたします。 それから 20 頁の 6 款の農林水産業費 1 項 3 目農業振興費の 12 節にあります委託金、堆肥製造施設電気保安管理委託料 16 万 9 千円の皆減になってますけども、この製造施設は去年まで利用していたものでしょうか。本年度これ閉鎖するということなんでしょうかね。閉鎖なら、いつごろ決まって、この残った施設をどうするのか、そのへんの説明をお願いいたします。今の件に関しては、保安管理委託料は去年度は確か 150 万円くらいを決算で計上になってたような気がするんですけども、そのへんも併せての答えをお願いいたします。 それから 20 頁 6 款農林水産業費 1 項 4 目の畜産業費の 18 節補助金でございますけども、乳用牛群総合改良推進事業補助金 71 万 4 千円の皆減になってますけども、この皆減の理由と、だいたいがこの乳用牛群総合改良推進事業とはどういうものかこのへんの説明をお願いいたします。以上、よろしくをお願いします。 高井総務課長。 それでは、15 頁 2 款 1 項 5 目財産管理費の旧芦渡へき地保育所解体工事費の、解体後の跡地利用についてということでございますが、すみません。現時点では具体的なその跡地利用策というのはまだ考えていない状況でございます。ただ、隣接した旧鳥茂渡小学校とかもありますので、そちらの今後どのように進めていくか、そこらへんも含めてですね考えてまいりたいと思います。 同じく 2 款 1 項 6 目企画費の三陸鉄道駅管理需用費皆減ということでございますが、こちらにつきましてはですね、堀内駅の管理の部分になります、そこについては、以前清掃を行っていた地区の方だと思んですが、
--	---

	議 長 松葉住民 福祉課長 議 長 上戸鎖農 林商工課 長	そちらの方の道具を使ってもいいっていうことでお話しをいただきまして、それで特別予算を使って購入したものがなかったということで、皆減としたものでございます。 次にですね、2 款 1 項 7 目交通安全対策費の交通安全母の会補助金皆減でございます。こちらにつきましてもですね、令和 5 年度の活動実績がなく皆減ということになりましたが、学校の P T A さんとかそういった人たちが構成員になっている団体のようにございますが、ちょっとまだですね、ここ数年活動がないような状況もございまして、そこらへんも含めてですね、今年度これまでの経緯とかも含めて確認をした中で、今年度の活動についてもですね、計画してまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。 松葉住民福祉課長。 17 頁の 3 款 1 項 1 目 7 節の報償費手話通訳者報酬費皆減でございますが、こちらにつきましては障害の方が、どっか病院に行ったりとかして、手話を使う際に手話をできる方をお願いして使うんですけれども、こちらについては、昨年は利用がなかったというものでございます。 続きまして、18 節の高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり事業補助金皆減でございますが、こちらにつきましても対象となる申請がございませんでしたので、こちらについても支出がなかったものとなってございます。 続きまして、19 頁の 4 款 1 項 1 目の 18 節、不妊検査支援事業費助成金皆減の 10 万円ですが、こちらにつきましてもご相談がなくての支出がなかったものとなってございます。以上となります。 上戸鎖農林商工課長。 農林商工分につきましては、页数 20 頁、堆肥製造施設電気保安管理委託料、乳用牛群総合改良推進事業補助金の皆減ということで （「すみません、ちょっと聞こえない、ごめんなさい。」と、大上智議員） はい、2 点について回答させていただきますが、まず、堆肥製造施設電気保安管理委託料につきましては、令和 5 年度の施設運営者が電気の方は使わなくていいということで、電気の方を切ってございます。そうなれば保安管理につきましても管理委託しなくていいということで減になったところでございます。 次に、乳用群の管理推進事業費の補助金でございます。まず内容についてというお話しでしたが、内容につきましては、牛の個体別の能力の把握をし、その乳牛の改良を進めるものの内容となってございます。今回皆減した理由といたしましては、事業費が普代村さんの事業費があまり大きくなかったということで、事業主体の新岩手さんがこの申請を取り下げたと
--	---	---

	議 長 大上智議員 議 長 上戸鎖農 林商工課 長 議 長 大上智議員 議 長 上戸鎖農林 商工課長 議 長 大上浩史 議員 議 長 松葉住民 福祉課長	いうものでございます。はい、以上です。 8 番大上智議員。 最後から 2 番目の電気保安関係ですけども、この施設がそうすればたまたま、令和 5 年度の利用がなかったってということですけども、結局は 6 年度からまだ利用のあれはあるってということですか。その施設自体が閉鎖というわけではないわけですか。そのへんお願いします。 上戸鎖農林商工課長。 大変失礼いたしました。電気を使わないでその運営をしてきました。令和 5 年度はしました。令和 6 年度以降も継続して、電気を使わないでローダーで切り返しをする方向での体製造を進めるということになってございますので、令和 6 年度以降も電気の方は使いませんが、運営の方は、管理の方はしていくということになります。以上です。 8 番大上智議員。 そうすれば、令和 4 年度の決算額で 150 何万なってるわけですけども、その令和 4 年度はそれだけの利用があったってというふうに理解してよろしいんですか。 上戸鎖農林商工課長。 今の 150 万という数字についてはちょっとうちの方ではちょっと理解してございませんが、16 万という減につきましては、おそらくこのくらいの金額で令和 4 年度までは経過してございます。 ほかに、ございませんか。 3 番大上浩史議員。 3 番大上です。14 頁の過年度後期高齢者医療給付還付金の内容について説明をお願いします。それから、18 頁の一番上の電力・ガス、そういった意味でのこの 189 万の三角というのはどういうわけでの理由でこの 189 万がなったのかの説明と、その下の負担金補助金及び交付金の関係で、広域の関係が 97 万 8 千円三角があるわけですが、これについての説明をお願いします。以上。 松葉住民福祉課長。 14 頁の、過年度分後期高齢者医療給付費返還金皆増ということですがけれども、こちらにつきましては、村の方から後期高齢の医療費が掛かった分の分担金等と合わせて、お金の方を振り込んでるんですけども、その分があちらから、いくらという金額を示されるんですけども、それが実際医療費が抑えられたことによって戻ってきたと。村に県の後期高齢の方から分担金としてお支払いしてたものが、返ってきたというものとなってございます。 次は、18 頁の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業につきまして
--	--	--

	議長 大上浩史 議員 議長 松葉住民 福祉課長	ですけれども、こちらにつきましては、昨年度当初に3万円の給付を行っておりまして、その後12月1日基準日で7万円追加で、非課税世帯に対して10万円の給付を昨年行っております。そちらの給付について、当初見積もっていた額、それに対しての追加分等ということで予算をとったんですけれども、基準日の違いで亡くなられた方とかもあったり、不足があってはということで、多めにとっていた予算等があまった分についてを減したのとなつてございます。それと、同じ頁の岩手県後期高齢者医療広域連合分担金、こちら先ほどと同じで、あちらから示された金額が、当初示されていた分担金の負担の額が減額になったので、予算が不用額になったので減額したというものとなつてございます。以上となります。 3番大上浩史議員。 後ろの方からまた再度質問しますが、この後期高齢者の関係が余分な分だったということだわけですが、当初どういう金額でもって査定されて、これくらいの数字が返金になったのかと。まず97万8千円。それからさっき説明いただいた18頁、この上の189万に対しても、これは今説明を聞くという、低所得者とかそういった意味の補助金だったということだわけですが。予算計上する場合にどういう計算方法で、どうしてこの189万も三角になるのか。これが何名くらいを基準にした状態なのか、そこらへんの状況を詳しく説明願います。 それからこの還付金の関係も、これも先ほどの97万ですか、その関係でどういう計算基準でやって300万もの還付金が出たのか、少なくとも10万か30万というのであれば理屈は分かるわけだけでも、300万もの食い違いというか、常にこの還付金がこうやって毎年あるのかどうか。予算計上がどういうふうな内容の基準で、こんなに300万も還付がされるのか。そこらへんのあれが、もうちょっと詳しく説明願います。 松葉住民福祉課長。 後期高齢者の分担金についてですけれども、こちら後期高齢の方で計算をしております。村の医療費等が掛かった分等々含めてですね。県全体での医療費の掛かった分というのがございますので、その中での村への負担金ということで計算をしております、また今年度の分担金については、前年度の医療費等を参考に計算等しております。ですので、毎年医療費が分担金としてこれくらい求められたとしても、その年が下がると分担金を納めるのが少なくて済む場合もありますし、前年度が高い水準で続いていくと、分担金も高い水準のままで求められてきますので。これはこちらの過年度の部分については4年度の医療費の実績が思ったより低かったと。うちで納めたものより。それによって医療費が、負担が少なくて済んだということで、納めてた分を返還ということになったものでございます。今
--	---	---

休 憩 再 開	議 長 議 長 松葉住民 福祉課長	の説明でちょっと分かりやすいのか、ちょっとあれですけども、一応村の方での後期高齢者連合への納めてる分に対して、実績が下がってきたことでの返還という形になってます。 暫時休憩にします。(15 : 17) 休憩前に戻り、会議を再開いたします。(15 : 19) 当初予算で、3 千万弱の分担金を納めております。前年度の予測での医療費の額を基に県全体の負担ということで求められております。その中で、全体の医療費の数字が下がってきて、さらに村での後期高齢者の医療費の分が下がっていると、分母に対して分子の方が下がりますので、その分でうちの負担が納めてはいたんですけども、多く貰い過ぎていたということで、後期高齢の方から返還をいただいたものでございますし、さっきの97 万 8 千円についても、令和 5 年度の全体の医療費が抑えられていることによって、今年度の分担金も下がりましたので、納めなくていいということでの97 万 8 千円が減になったというものでございます。 (「還付金の」と、大上浩史議員) 還付金も同様の計算ですね、還付金についてはその、令和 4 年度に納めていたものが村から県の広域連合の方に医療費が高かったので、納めていたんですけども、実際の実績を計算したところが村の分は医療費が低かったという部分で計算したところで、多く村の方で納めていたというところで還付がきたということになってます。
		すみません、暫時休憩の中でそこを少しやっていただきたいと思いますので、暫時休憩にします。(15 : 21) 休憩前に戻りまして、会議を再開いたします。(15 : 39) そのほか、ございませんか。 (なし) 議 長 ご異議なしと認めます。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第 1 号「令和 5 年度普代村一般会計補正予算（第 10 号）の専決処分に関し承認を求めることについて」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。 (異議なし) 議 長 ご異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり承認されました。 審査の方法について、お諮りいたします。 日程第 12 議案第 2 号から、日程第 13 議案第 3 号までの「特別会計補正予算」の 2 件につきましては、一括上程し、説明を受けたのち、各議案 1 会計ごとに審査いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

令和５年度 普代村国民 健康保険特 別会計補正 予算（第５ 号）の専決処 分に関し承認を求め ることについて 令和５年度 普代村後期 高齢者医療 事業特別会 計補正予算 （第３号）の 専決処分に 関し承認を 求めること について	議 長	（異議なし） ご異議なしと認めます。 それでは、そのように進めてまいります。 日程第１２議案第２号「令和５年度普代村国民健康保険特別会計補正予算（第５号）の専決処分に関し承認を求めることについて」 日程第１３議案第３号「令和５年度普代村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第３号）の専決処分に関し承認を求めることについて」 以上２件を、一括議題として上程いたします。 当局の説明を求めます。 高井総務課長。
	高井総務課長	それでは、上程されました議案第２号について説明いたします。 （以下、高井総務課長説明、記載省略） つづいて、議案第３号について説明いたします。 （以下、高井総務課長説明、記載省略）
	議 長	提案理由の説明が終わりました。 各議案ごとに審査をいただき、採決を行います。 議案第２号「令和５年度普代村国民健康保険特別会計補正予算（第５号）の専決処分に関し承認を求めることについて」の、質疑を許します。 ございませんか。 （なし）
	議 長	なければ、質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第２号「令和５年度普代村国民健康保険特別会計補正予算（第５号）の専決処分に関し承認を求めることについて」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。 （異議なし）
	議 長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり承認されました。 議案第３号「令和５年度普代村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第３号）の専決処分に関し承認を求めることについて」の、質疑を許します。 ございませんか。 （なし）
	議 長	なければ、質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第３号「令和５年普代村後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第３号）の専決処分に関し承認を求めることについて」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

令和 6 年度 普代村一般 会計補正予 算（第 2 号）	議 長 高井総務 課長 議 長 大上浩史 議員 議 長 深渡税務 出納課長	（異議なし） ご異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり承認されました。 それでは、日程第 14 議案第 8 号「令和 6 年度普代村一般会計補正予算（第 2 号）」を、議題といたします。 当局の説明を求めます。 高井総務課長。 それでは、上程されました議案第 8 号について説明いたします。 （以下、高井総務課長説明、記載省略） 提案理由の説明が終わりました。 これより、質疑を許します。 3 番大上浩史議員。 3 番大上です。 6 頁の現年課税が、三角の 768 万あるわけですが、これは総収入の金額がいくらで結局この三角が 760 何万。これは平成 6 年度の分としての三角なわけですか。これはプラス、マイナス国からの補助があつてまあ何も問題ないわけですが。ただ村の収入としての金額が、これくらい減収だという根拠というか、人数というか、そこらへんの総収入の関係がどういうふうになっての 760 万なのか。その正確な数字でなく、大まかでいいわけですが、だいたいそこらへんの説明をお願いします。 それから 15 頁の水産業費の関係で 1,500 万、これは今説明で機具機材を購入するんだと。国と自治体の半分半分だという説明が今あったわけですが。やっぱり新市場になればもっと、付帯の機具機材が必要だと思うんです。そういう意味で、もっとその国に対して申請できなかったのか。申請してもこれくらいしか、3,000 万くらいの機具機材しか認められなかったのか。そこらへんについての説明をお願いします。 深渡税務出納課長。 定額減税に係る 768 万 6 千円の件でございますけれども、こちら人数でいいますと、890 人を対象としておりまして、扶養等も合わせましてすべて計算して、890 人ということで 768 万 6 千円の減となるものでございます。 （「人数でなく、金額を聞きたいわけだ。金額の総収入に対して。」と、大上浩史議員） この金額は、収入ということでなくですね。定額減税分として、890 人ということで 768 万 6 千円の減となるものでございます。 （「理解できないなあ、定額減税っていう意味での」と、大上浩史議員） 1 人 1 万円をみてましてですね、はい、それであの掛けて 890 人。
---------------------------------------	---	--

休 憩 再 開	議 長 議 長 大村建設 水産課長	暫時休憩します。(16 : 07)
		休憩前に戻りまして、会議を再開いたします。(16 : 08)
		大村建設水産課長。 15 頁の強い水産業づくり交付金の皆増 1,569 万 5 千円についてでございますが、これ事業主体が漁協さんになります。村の方はトンネル補助で、国から来た補助金を漁協さんにやるということで、2 分の 1 が漁協さん、実質 2 分の 1 は国というかたちの補助金になります。議員ご質問が、もっと使うのがあったじゃないかという内容だったと思います。まず今回、事業主体が漁協さんということで、まず漁協さんの方の要望がフォークリフトと、陳列台の要望が漁協さんの方から来ましたので、それについて補助を出すということになります。これが限度額というものではなくて、漁協さんから要望があったものが、この事業費というものになります。
		(「了解しました」と、大上浩史議員)
休 憩 再 開	議 長 大上智議員	ほかに、ございませんか。
		8 番大上智議員。 12 頁の 3 款民生費 1 項 1 目 19 節の扶助費のところでございますけども、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業の、この調製給付金とか、新たな所得者の分の皆増分とありますけども。一応この支援事業自体の細かいことの説明を受けてもピンとこない面がありますので、出来ればこう大雑把でよろしいので、こういうふうな事業だよっていうのをご説明願えればありがたいんですけども、よろしくお願いします。
		暫時休憩をします。(16 : 11)
		休憩前に戻り、会議を再開いたします。(16 : 11)
休 憩 再 開	松葉住民 福祉課長	松葉住民福祉課長。 すみません、今お配りしました資料の方ご覧いただきたいと思います。それで、今回の補正では調整給付と新たな低所得者ということで、ふたつほど扶助費の方を計上させていただいております。順番がちょっとあれなんですけれども、5 頁の方をちょっとご覧いただきたいと思います。類型別の収入水準と各給付措置ということで、表を作らせていただいております。住民税非課税と住民税均等割のみ課税と住民税所得割課税と 3 段階に分けて作ってございますけれども、この非課税と均等割のみ課税の方々と、令和 5 年度住民税所得割が課税だった方々が、この非課税と均等割のみ課税に該当した場合に、新たな低所得者ということで 10 万円の給付が発生するということになっておりまして、給与収入の方であれば、単身であれば 115 万円程度までの方、年金収入で単身の方であれば 160 万円程度までの方であれば、新たな低所得者世帯ということで、均等割のみ課税と非課税のみ世帯ということで 10 万円の給付となる予定です。

	次に、住民税の所得割が課税となった場合ということで、給与収入で単身世帯であれば115万を超えるであろう方々につきましてですけれども、210万円程度であれば、こちらは定額減税1万円の減税の分と、1万円で引ききれなかった分として調整給付の対象となる方々のものとなってございますし、210万程度を超える方々につきましては、定額減税1万円が全部、満額控除となるであろうという方々となってございます。ちょっと分かりづらいんですけども、ちなみに、その前の頁の4頁の方ちょっとご覧いただければと思います。給与の方々はあれだったんですが、その前にございますが、モデルケース3ということで、個人事業主等ということでモデルケースを作っております。納税義務者本人が配偶者と子どもを扶養しており、納税義務者本人の令和6年度の推計所得税額、こちらは令和5年度分の所得税額を使うものですが、こちらが39,500円だった場合、令和6年度個人住民税所得割が6万円の場合というものとなってございますけれども、こちらが所得税割の控除不足額の算出ということで、3万円×本人と扶養親族の2名を足して、3×3万円が9万円。それに対しまして、先ほど令和5年度所得税額ということで39,500円をございましたので、こちらを差し引きしますと、50,500円が所得税での控除不足分というものとなってございます。続いて、個人住民税の控除不足額の算出といたしまして、1万円×3ということで3万円、住民税の所得割額が6万円でしたので、こちらを差し引きしますとマイナス3万円となります。マイナスの場合は、もう控除を全部やったということで控除済みということで0ということになりましてその先ほどの所得税分、控除不足分の50,500円と住民税の控除不足分、まあマイナスだったので0円ですけれども、こちらを調整給付額として50,500円が不足額となりまして、この50,500円を1万単位に切り上げてということですので、こちらの世帯につきましては6万円が給付されるというものとなってございます。自営業の方ですので、令和6年度分の収入が確定しますと、来年度所得税の申告をすることになります。その際に、所得税が7万円だった場合につきましては、推計所得税額の減税分が39,500円でしたので、所得税を30,500円納税をしていただくという形になりますし、逆に、推計所得税額を下回る場合、2万円の場合であれば、2万円から39,500円を差し引きしますと、19,500円の差額が出まして、こちらの分については調整給付が不足だということで、1万円単位に切り上げて、2万円を令和7年度に給付するというものとなってございます。その前の頁、3頁と2頁につきましては、給料の同じような数字を使っただけのモデルケースを作ったものとなってございます。ちなみに2,173万円でございますけれども、こちらの対象者は、499人を一応税務課の方から令和5年度課税分の課税データをいただきまして、そこから所得税の税額等を推
--	---

		計して計上させていただいてございます。また、新たな低所得者世帯ということで、こちらにつきましては、非課税世帯を 33 世帯、新たな均等割世帯ということで 28 世帯を計上してますし、これにまた世帯分離、転入等の方々ということを世帯を 12 世帯みております。また、この方たちにお子さんがいらっしゃった場合、そちらには 5 万円を給付ということになってございますので、そちらにつきまして 13 名分の子どもの分を予算としてみさせていただきます。以上でございます。
	議 長 大上智議員	8 番大上智議員。 もちろん分かるわけではないですけども、課長の方からこの資料をいただいて、まず分かる範囲で理解していきたいと思いますので。どうもありがとうございました。以上です。
	議 長 松葉議員	そのほか、ございませんか。 2 番松葉明人議員。 2 番松葉です。18 頁の 18 節、神楽の関係でございます。35 万円旅費等で今回盛ってるわけですが、本年当初予算において、通常神楽保存会さんには毎年 20 万円を補助していたと。それ以外に、本年 10 周年記念として 120 万 5 千円。さらに鵜鳥神楽伝承・活用等事業助成金として 134 万 5 千円計上してございますね。ということは 255 万円が概ね多分今回の周年事業に活用される予算と思っておるんですが、ついこないだの 3 月でそれくらいの予算を取って、今回 35 万円の更に補正を増額したっていうのが、その精査内容はまだはっきりは決まってないように 3 月の時点では説明をもらったように記憶しておりますが、そのへんの内容を。今後また増額があるのかどうか。そのへんもわかったら教えてください。
	議 長 道下教育次長	道下教育次長。 お答えいたします。当初予算で見込んだ分で、まだ検討を要するというような回答だったかと思うんですけども。まず今回の 35 万円につきましては、先ほど説明もあったかと思えますけども、変更というか、正確に言えば追加分ということで。10 周年の記念公演を東京のふるさと普代会での追加公演というところで、6 名の神楽衆の旅費と用品等の送料分、そういった経費で 35 万円を追加をさせていただいております。当初分としまして、現在この 35 万円を加えた総事業費とすると、約 420 万ほどとなります。内訳につきましては、今回計上しました地経費対象分として、155 万 5 千円。当初が 120 ちょっとくらいだったので、今 35 万円を追加で 155 万 5 千円。その他の文化庁分としまして、270 万ほどの事業費。そしてその事業費の財源の内訳になりますと、文化庁国庫分で、これ 2 分の 1 になりますので、先ほど 270 万ほどだったので、135 万円。これ一般会計ではなくて、保存会の方での直接事業になるものでございますので。それが 135 万円。地経

		費分、県補助分、これが3分の2の補助になりますので、103万6千円と。これではまだ不足ですので、村からの補助分として180万ほどですね補助をさせていただきまして、できるだけ保存会の負担、自主財源分を少なくということでまあ1万円程度の自主財源分は見ておりますが、そういった事業の内容となっております。以上でございます。
議長	松葉議員	2番松葉明人議員。
議長	道下教育次長	総額は。
		道下教育次長。
		全体の地経費と文化庁分、全てを含めた10周年の記念トータルということで、426万円ほどです。よろしいですかね。以上です。
		(「はい、結構です」と、松葉議員)
議長	松葉議員	2番松葉明人議員。
		最後になります。別段35万円がうんぬんということじゃなくて、当初からそれくらいかかるんだよということを、やっぱりお示しいただいてですね。当初予算の時点で、一般財源こうだし、こうだし、というのはやっぱり教えてもらわないと。結局、我々議員がそのこのところを分からないで村民の人たちに、ここのさっきの数字だけ見てれば、いや250だよ260だよってというような数字しか分からないですね。そのへんは事前に教えておいていただければ、村民の人たちにすごい神楽がいい記念だったよねって言った時に、「なんぼうかかってだの」って言った時にうそを言わないようにしたいので。是非ともそのへんは、資料は詳しく出していただきたいと思います。終わります。
議長		ほかに、ございませんか。
	齊藤議員	4番齊藤正明議員。
		8頁のこの財産管理。駐車場の塗替工事。これは新たに工事をするのか、それとも線が消えて白線を塗るのか、そこらお聞かせ願います。
議長	高井総務課長	高井総務課長。
		役場敷地内の、そうですね、新しく引くっていうのではなくて、今線が消えかけてきているので、線を引くという内容の工事になります。参考までに、職員と庁用車分で68台、来客分で45台、大型バスで6台分の駐車スペースを今回線を引くことで、それくらいの駐車スペースができるというようなものになります。以上です。
		(「はい、ありがとうございます」と、齊藤議員)
議長		よろしいですか。
		(「はい」と、齊藤議員)
議長		そのほか、ございませんか。
		1番金子泰男議員。

金子議員	1 番金子でございます。2 款 1 項 6 目の企画費の部分で、金額は小さいんですが、お聞かせをいただきたいなと思います。これは、普代村観光大使といったような部分で、東北楽天イーグルスにおいて非常に活躍をされた銀次氏が今回普代村の観光大使というようなことで、このなっているわけですが、村民をはじめ、我々も今後の普代村の発展のために、大きな希望とこの期待を持っております。このことについて、観光大使として村では、どのような活動を想定をしているのか。そしてまた、村としてどういう P R を要請をしていくのかといったような部分が、もし村として進めているのであればお聞かせをいただきたいなあとと思います。 いずれに對しましても、この銀次氏がいろいろな名前が売れている部分で、うまくその村としてもやっていければ、大きな期待を持つことができるんだらうと思います。ただ、金額的には非常にその小さい金額ではあるわけですが、大きな期待をもっております。そこの部分をお願いします。 それからもう 1 点、6 款 3 項 1 目、白井地区漁業研修施設修繕工事の部分ですが、これは避難所として停電時でも空調設備等が使用できるように非常用電源、太陽光蓄電システムを作るんだといったような部分でございます。非常に、この村民の安全安心を守る観点からも大事な取り組みだと思っています。村として、各地域にこの集会施設を建設をいただき、各地域が有効に活用をしている状況にあるわけですが。今その各地域の集会施設、太陽光が入っているところはどれくらいあって、太陽光以外はどれくらいあるのかといったような部分。やっぱりいざ災害が起きれば、太陽光というものが非常にその効果がでると私思っております。いろいろな発電機等もあるわけですが、やっぱり災害が起きるとなれば、大雨、あるいは大風吹きといったような部分で、近くに発電機等があった場合は、すぐに線をつなげるわけですが、なかなかそういった状況にもないような場所もあるわけです。そういった部分で、今後こういった集会施設にこの太陽光、こういった施設を順次付けていくべきではないのかなあというように思うわけですが、そこらへんも含めてお聞かせをいただきたいなあとと思います。
議長 中村政策 推進室長	中村政策推進室長。 それでは 9 頁の 2 款 1 項 6 目の企画費の普代村観光大使の件についてでございます。普代村の観光大使ですけれども、まず平成 25 年から設置要綱の方を制定をさせていただいて、村の魅力を発信をして、交流人口の拡大及び観光産業の振興を図ることを目的として観光大使を設置をするということで、そういった目的としております。その中で、今回銀次さん、観光大使の就任をご依頼したところ、内諾をいただきまして、6 月の 22 日に委嘱状の交付式の方を役場の方で、予定をさせていただいております。楽天のアンバサダーとしての活動もしております、その際にで

	すね、3 月に某テレビ番組に出演をなさいまして、その中で普代村の「かりんとう」の件、お話しをしていただきまして、その際ですね、その翌日ふるさと納税の寄付であったり、あとは直接、店舗にお買い物に来る方多くいて、普代の「かりんとう」が品薄になるというような状況もありまして、今回この補正して、ちょっと定額の予算ではありますけども、この役務に関しては、その名刺の作成のデザインであったり、あとはその特産品に添付するための銀次さんの顔写真の入りのシールを作って、それを銀次さんにお渡しをして特産品のPRに、普及の促進ということにもつなげていきたいなあということで考えておりました。 集会施設の太陽光発電設備の関係でございますけども、今村内の集会施設で太陽光設置してあるのは、昨年整備しました茂市地区の活動拠点施設 1 地区のみとなっております。昨年度も、ご質問の答弁の中でも、その茂市地域活動拠点施設の発電量とか、電気の使用料の状況、そのへんを調査しながら他の施設にも横展開をしていきたいというお話しをさせていただいて、4 月の 1 日からですね発電量の調査とか、そういったことをやってまして、今まだ 2 カ月の調査結果でございますけども、茂市地区 2 カ月間での発電量が 680kw となっております。当初年間で 2,800kwh を想定しておりましたが、この 2 カ月の状況が 1 年続けばですね、4,000kwh くらいになるのかなあとは考えておりました。冬場の天気の良いときとかですね、発電は減っていくとは思いますが、今そういった状況でございます。実際の電気の使用料でございますけども、5 月までの状況で、2 カ月間でございますけども、前年度同期比で大体 73.4%が電気使用料として削減されている状況となっております。 このへんについてもですね、やっぱりこう 1 年を通して調査したものを検証してまいりたいと思いますので、その結果を見て内部でまた検討してまいりたいとも考えておりました。以上です。 1 番金子泰男議員。 ありがとうございます。企画費の部分では、その本当にいい観光大使に恵まれたなあというような部分はあります。是非とも、この名前の売れた銀次氏を使うといえは語弊がありますが、仕事をしてもらう。そのためにはやっぱり金額が小さいんですが、あまりそのやっぱりこれくらいの金額は払うんだといったような部分もやっぱり再検討しながら頑張っていたきたいなあと思います。 それから、この白井地区の研修施設の部分ですが、やっぱり今国内はもとより、世界的にいつ災害が起きてもおかしくないといったような状況にあります。各地域の施設もこういった状況を早く、順次作っていったほしいなあという希望を持ちながら、この質問をさせていただいておりますの
--	---

		で、何とかそういうところを勘案しながら前に進めていただきたいなあと思っています。いずれこの災害がいつ来るか分からないといったような部分で、太陽光というものが今一番本当にいいわけですが、やっぱり、我々の地域では発電機があるんですが、倉庫の離れた場所においております。それで2人か何ぼうでは持って来れないといったようなその状況にもありますが、この各地域に是非とも、これを進めていただきたいなあと要望をして質問を終わります。
	議 長	そのほか、ございませんか。
	中上議員	5 番中上一登議員。 5 番中上です。9 頁の電算管理費について、ちょっとお伺いしたいんですけども。17 万 9 千円の補正が出ています。当初予算は 8 千万以上取ってあるわけですが、説明の分を見れば、久慈広域連合で導入している介護保険システムの標準仕様移行に伴う普代村分ということで、全部の 4 市町村加えると数百万単位になると思うんですが、当初予算の 8,400 万の中には、標準準拠システム移行支援業務委託料ということでありますが、これは久慈広域の分は今回が初めてなのか、何回か出してるのか。その他、普代村分の入っているのかどうかですね、そこらへんのちょっと内容を教えていただきたいと思います。
	議 長	高井総務課長。
	高井総務課長	9 頁の 2 款 1 項 10 目、電算管理費の標準準拠システム移行支援業務委託料。当初予算に広域の分が入っていたかというようなことだと思いますが、当初予算には村分だけしか入っていなかったと記憶しておりますが、 （「内容は。村分でもいいんだけど」と、中上議員） 内容は、村で使っている窓口とかにある電算システムであったりとか、職員が使っているパソコンとかそういったものの全体的な予算が、電算管理費として計上されているものです。今回の補正については、広域連合さんで使っている介護のシステム。標準化ということで、旧字を使ってるのか、そういうのを統一するためのシステム改修だということで、金額が 17 万 5 千円ということで、まず広域を構成している久慈とか野田とか洋野町とか普代村が全体で事業費を出して、その中で普代村の負担が 17 万 5 千円であるというようなもので、内容とすれば、先ほど言った旧字体とかそういった文字を同じにする同定作業というらしいんですが、それをやるためのシステム改修という内容になっております。
	議 長	5 番中上一登議員。
	中上議員	あくまで内部的なこのシステム改修ということで。地方公共団体の情報システム標準化基本方針というのが、これが 25 年度末までに移行しなければならないというあれが確かありましたよね。その一貫でやるのかなあ

		と、思って勘違いしたのかどうか聞いたんですけども。これ久慈広域連合でもそれは多分やらなきゃなんない。その一貫でやってるのか、もちろん普代村でもやらなければならない。それとはまったく関係ない、あくまでこの4市町村での標準化という意味、理解でいいのかな。
	議 長 高井総務課長	高井総務課長。 標準化自体は、国の方でこういう仕様でというものがまず示された中で、各市町村がいろんな業者さん、使ってるシステムによって業者さん違うと思いますけれども。国で示した標準化の仕様書の条件を満たす形でシステムを構築して、今回それに合わせてシステムの改修が行われるというようなものと理解しております。
	議 長 中上議員	中上一登議員。 はい、わかりました。要するに国の標準化にあわせるためにやってるってことです。だから4市町村だけではない。これが今から1年半くらいで全部やらなきゃなんないってことだと思うんですね。だから普代村でも多分こういうシステム移行の委託はしてると思います。普代村としては、参考までに聞くんですけども、それが間に合いそうなんですか。それを教えていただければ。
	議 長 高井総務課長	高井総務課長。 間に合うように取り組んでおりましたので。そこは順次、税のシステムだったり、いろいろありますがいずれ全部間に合わせるように進めておりましたので。逐一情報を提供していきたいと思います。以上です。
	議 長	（「はい、終わります」と、中上議員） ほかに、ございませんか。 なければ、質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第8号「令和6年度普代村一般会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。
	議 長	（異議なし） ご異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。 審査の方法について、お諮りいたします。 日程第15議案第9号から、日程第16議案第10号までの「特別会計補正予算」の2件につきましては、一括上程し、説明を受けたのち、各議案1会計ごとに審査いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
	議 長	（異議なし） ご異議なしと認めます。 それでは、そのように進めてまいります。

令和6年度 普代村国民 健康保険特 別会計補正 予算（第1 号） 令和6年度 普代村後期 高齢者医療 事業特別会 計補正予算 （第1号）	高井総務 課長 議 長	日程第15議案第9号「令和6年度普代村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」 日程第16議案第10号「令和6年度普代村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）」 以上、2件を一括議題として、上程いたします。 当局の説明を求めます。 高井総務課長。 それでは、上程されました、議案第9号について説明いたします。 （以下、高井総務課長説明、記載省略） つづきまして、議案第10号について説明いたします。 （以下、高井総務課長説明、記載省略） 提案理由の説明が終わりました。 各議案ごとに審査をいただき、採決を行います。 議案第9号「令和6年度普代村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」
	議 長	の、質疑を許します。 （なし）
	議 長	なければ、質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第9号「令和6年度普代村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」 は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。 （異議なし）
	議 長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。 議案第10号「令和6年度普代村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）」の、質疑を許します。 （なし）
	議 長	なければ、質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第10号「令和6年度普代村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。 （異議なし）
	議 長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。 あと10分で5時になりますが、会議終了まで延長したいと思いますよろしいですか。 （異議なし）
休 憩	議 長	それでは、55分まで休憩いたします。 （16：50）

再 開	議 長	休憩前に戻り、会議を再開いたします。(17:00) 日程の変更について、お諮りいたします。 先ほど、議会運営委員会にもお諮りいたしましたが、本日の日程が予定より早く終了したので、17日開議予定の日程を本日に日程変更したいと思います。ですがこれにご異議ございませんか。 (異議なし)
	議 長	ご異議なしと認め、そのように変更することに決定いたしました。 直ちに、議事に入ります。 ただ今、配布いたしました議事日程(第1-2号)により、進めてまいります。
	委員会審査報告	日程第17報告第2号「委員会審査報告」の件を、議題といたします。総務常任委員会に審査付託しておりました請願1件につきまして、普代村議会会議規則第77条の規定により、審査報告書が提出されております。 森田幸一総務常任委員会委員長の報告を求めます。 森田幸一委員長。 「報告第2号請願陳情審査報告」。 報告第2号請願陳情審査報告。本委員会に付託された請願1件を審査した結果、次のとおり決定したので、普代村議会会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。 (以下、森田総務常任委員長報告、記載省略) 報告が終わりました。委員会審査報告については、森田幸一総務常任委員会委員長報告のとおり決することに、ご異議ございませんか。 (異議なし)
	森田総務常任委員長	ご異議なしと認めます。 よって、委員長報告のとおり、決定いたしました。 日程第18発議案第1号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について」を、議題といたします。普代村議会会議規則第14条の規定によりまして、森田幸一総務常任委員会委員長より、発議案の提出がありましたので、森田幸一総務常任委員会委員長の説明を求めます。 森田幸一総務常任委員長。 発議案第1号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について」でございます。 (以下、森田総務常任委員長説明、記載省略) 説明が終わりました。 これより、質疑を許します。 (なし)
教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書	議 長	
	議 長	

委員会の閉 会中の継続	議 長	なければ、質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 発議案第 1 号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書」の提出については、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。 (異議なし)
	議 長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。 なお、取り扱いについては、議長に一任願います。 日程第 19 から日程第 22 まで「委員会の閉会中の継続審査」に関するものでございますので、この 4 件を一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なし)
	議 長	ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。 日程第 19 から日程第 22 まで「委員会の閉会中の継続審査申出」について、各委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。 (異議なし)
議員の公務 出張について	議 長	ご異議なしと認めます。 よって、各委員長申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。 日程第 23「議員の公務出張について」を議題といたします。 お諮りいたします。 9 月定例会までの閉会中において、各種会議及び研修会等に、本会議の議員が公務出張する場合は、配布してあります「議員派遣一覧表」のとおりとし、また、緊急を要する場合には、その都度議長が指名し、公務出張としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 (異議なし)
	議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議員の公務出張については、そのように決定いたしました。なお、指名後において、欠席・変更等ある場合には、必ず事前に連絡をお願いいたします。 お諮りいたします。今期定例会の会議に付された事件は、すべて議了いたしました。 会期は、6 月 17 日まででございましたが、会議規則第 7 条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。 (異議なし)

閉 会 (17 : 09)	議 長	ご異議なしと認めます。 よって、今期定例会は、本日をもって閉会とすることに、決定いたしました。 以上をもちまして、令和6年第4回普代村議会定例会を閉会といたします。 ご苦労さまでした。
--------------------------	------------	--

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 正 路 正 敏

署名議員 大 上 智

署名議員 古 沼 和 也